

# 令和4年度 図書館要覧



白河市立図書館  
SHIRAKAWA PUBLIC LIBRARY  
Libran〜りぶらん〜

## 目 次

1.	白河市の概要	2
2.	白河市立図書館4館の沿革	4
3.	白河市立図書館運営基本方針	6
4.	図書館の組織	9
5.	図書館の施設概況	10
6.	利用案内	15
7.	図書館協議会	19
8.	令和3年度事業報告・令和4年度事業計画	20
9.	図書館統計	33
10.	決算・予算	43
11.	図書館この1年	44
12.	条例・規則等	47

## 1. 白河市の概要

白河は、古代にあっては白河関が存在し、中世から近世はもとより現代に至るまで東北の玄関口として歴史と文化を刻んできた。

平成17年に白河市、表郷村、大信村、東村の1市3村の合併により、新たな白河市が誕生し、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に近接するという地理的優位性から活発な企業活動や、郊外型ショッピングセンターの立地が進むなど、県南地方の中核都市として、人が集いふれあうまちづくりを行政と市民、地域が一体となって推進している。

### (1) 沿革

- ・明治22年 4月 町村制施行により、自治体として白河町制施行
- ・昭和24年 4月 白河町、大沼村が合併して白河市制施行（昭和29年7月 白坂村、同年10月小田川村、同30年3月 五箇村、同年8月古関村の関辺、旗宿地区が編入合併）
- ・昭和30年 2月 古関村、金山村、社村が合併して表郷村となる
- ・昭和30年 3月 釜子村、小野田村が合併して東村となる（同年8月 東村より小貫、太田輪が浅川町へ編入）
- ・昭和30年 4月 信夫村、大屋村が合併して大信村となる
- ・昭和44年 8月 白河市と西白河郡1町村6村が白河地方広域圏の指定を受ける
- ・昭和45年 白河地方広域圏に東白川郡の3町1村が変更指定を受ける
- ・昭和63年 10月 フランス共和国 コンピエーニュ市と姉妹都市提携調印
- ・平成10年 10月 三重県桑名市、埼玉県行田市と友好都市協定
- ・平成17年 11月7日 白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」となる

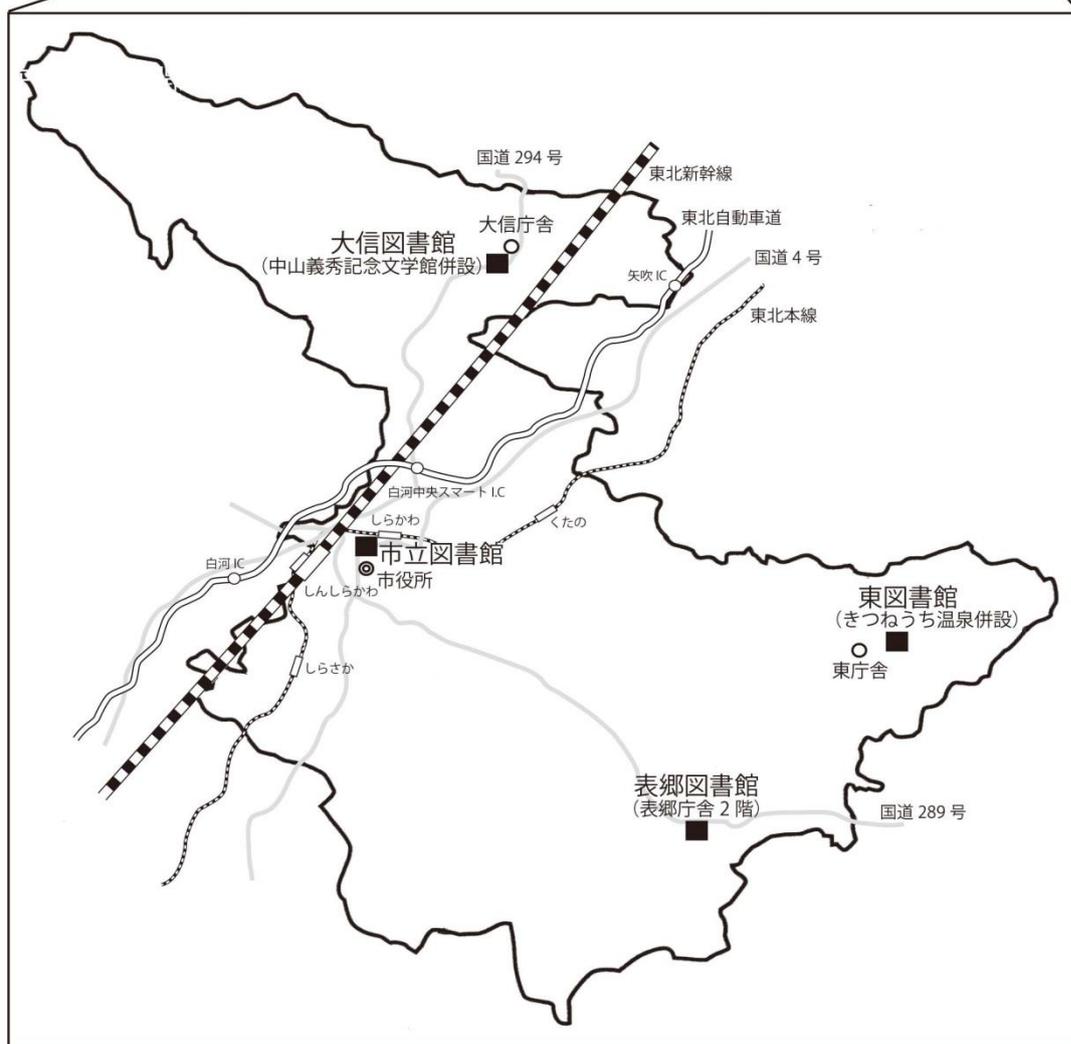
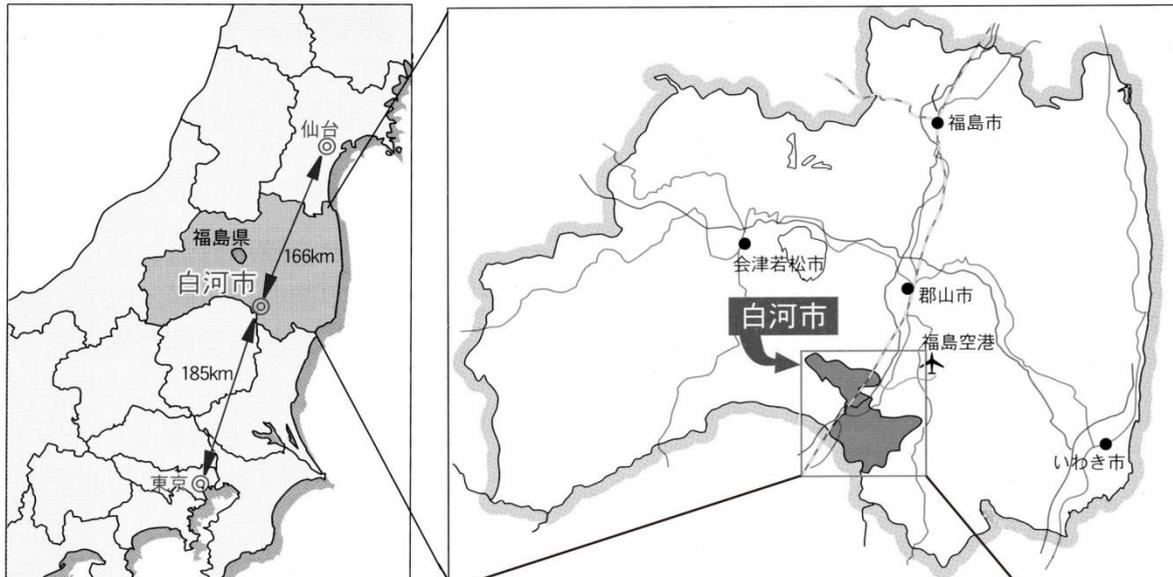
### (2) 人口（令和4年4月1日現在）

人口総数	男	女	世帯数
58,318人	29,095人	29,223人	23,904世帯

### (3) 位置・地勢・気候

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。総面積は305.3k㎡で、田園風景が広がる海拔300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権田倉山976.3mとなっている。気候は年間平均気温約12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪は少ない。

■白河市と図書館の位置図



## 2. 白河市立図書館4館の沿革

### 市立図書館沿革

明治 42(1908)年	5月13日	中町に白河町立図書館仮開館(非認可)
大正 2(1913)年	12月27日	白河第一小学校内に白河町立図書館開館 (認可：蔵書 3,604 冊)
昭和 15(1940)年		白河町役場に蔵書移管
昭和 22(1947)年		南湖神社に蔵書移管
昭和 24(1949)年	4月1日	白河市菖蒲沢に白河市立図書館(市制施行)開館 木造平屋 95 m <sup>2</sup> 敷地 1,683 m <sup>2</sup> (昭和 23 年度蔵書 3,753 冊)
	5月1日	福島県立図書館白河分館を市立図書館に併置
昭和 31(1956)年	2月1日	市立図書館を新蔵町6番地に移転開館
昭和 44(1969)年	4月1日	市立図書館を手代町 22-1 番地に移転開館 鉄筋コンクリート造 3 階建 777 m <sup>2</sup> 、敷地 550 m <sup>2</sup>
昭和 59(1984)年	3月31日	福島県立図書館白河分館を廃止
平成 17(2005)年	11月7日	合併により白河市立図書館となる (平成 17 年度末蔵書 90,918 冊)
平成 23(2011)年	3月11日 4月1日	東日本大震災、市立図書館の開館が遅れる
		地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊)
		地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊)
		地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)
	7月24日	道場小路 96 番地 5 に市立図書館が移転開館 りぶらんの愛称で新築 (図書蔵書 123,000 冊、視聴覚 3,900 点)
平成 31(2019)年	3月14日	システム改変に伴い、利用要件を変更
令和 2(2020)年	3月5日	新型コロナウイルス感染症対策としてサービスを縮小
令和 2(2020)年	12月3日	自動貸出機 (1F)・自動返却機 (2F) を各 1 台新設
令和 3(2021)年	2月13日	福島県沖を震源とする M7.3 の地震 (東日本大震災の余震) 白河市は震度 5 弱～5 強を観測 市立図書館は開架部数冊、 書庫部 500 冊程度の落下と一部資料に破損。表郷図書館は 5,000 冊の落下と資料破損
令和 3(2021)年	7月24日	図書館開館 10 周年記念して「りぶらん祭り」を開催
令和 4(2022)年	3月16日	福島県沖を震源とする M7.3 の地震 (東日本大震災の余震) 白河市は震度 5 弱～5 強を観測 市立図書館は開架部数冊、 書庫部 400 冊程度の落下と一部資料に破損。表郷図書館は 4,000 冊の落下
令和 4(2022)年	4月1日	図書館規則の一部改正 (休館日に関して)

### 表郷図書館沿革

昭和 47(1972)年	12 月	表郷村番沢字桜下 23 番地に表郷村中央公民館図書室を開設鉄筋コンクリート造 2 階建図書室 78 m <sup>2</sup>
平成 9 (1997)年	7 月 31 日	表郷村庁舎竣工
平成 17(2005)年	11 月 7 日	合併により白河市立図書館表郷分館となる (平成 17 年度末蔵書 12,950 冊)
平成 21(2009)年	6 月	表郷金山字長者久保 2 番地の白河市役所表郷庁舎内に白河市立表郷分館移転開館
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊)
令和 3 (2021) 年	2 月 13 日	福島県沖の地震により、5,000 冊の落下と資料破損

### 東図書館沿革

昭和 46(1971)年	12 月 20 日	東村釜子字殿田表 35 に東村中央公民館図書室を開設
平成 7(1995)年		東村多世代交流センター内に東村図書館開館 (健康温泉館、文化センターを含む)
平成 17(2005)年	11 月 7 日	合併により白河市立東図書館となる。 (図書蔵書 41,000 冊)
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)

### 大信図書館沿革

昭和 49(1974)年	4 月	大信村増見字北田 58 に大信公民館内図書室を開設
平成 5(1993)年	4 月 25 日	大信村町屋字沢田 25 番地に大信村中山義秀記念文学館開館
平成 7(1995)年	2 月 15 日	図書管理システム導入稼動 (図書室一般公開)
平成 10(1998)年	9 月	福島県建築文化賞受賞
平成 14(2002)年	4 月	新図書管理システム導入
平成 17(2005)年	11 月 7 日	移動図書館車 (たいしんの本屋さん) 設置 合併により白河市立中山義秀記念文学館となる (平成 17 年度末蔵書 32,366 冊)
平成 23(2011)年	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊)

### 3. 白河市立図書館運営基本方針

---

「市民が気軽に利用し、楽しみ、くつろぎ、交流できる」～快適な図書館

#### 基本理念

白河市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民の交流・情報の拠点施設として、多様化、個性化する現代社会にあって乳幼児から高齢者まですべての市民の利用に応えるため、書籍をはじめとする印刷物、CD、DVDなどの視聴覚資料のほか、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理し、時宜にかなった新鮮な資料・情報を積極的に提供するとともに、図書館サービスの拡充を図り、「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かい図書館活動を展開します。目指すべき図書館像は以下の4点です。

#### (1) 滞在できる図書館

快適で過ごしやすい空間の提供や日常の中で気軽に立ち寄り、ゆったり時間を過ごすことのできるやすらぎの場としての滞在型図書館を目指します。

#### (2) 交流できる図書館

地域や世代を超えた様々な市民が出会い、交流し、気軽にコミュニケーションできる、ふれあいの場・憩いの場としての図書館を目指します。

#### (3) 知り学ぶことができる図書館

市民生活に欠かすことのできない学習活動や幅広い趣味への対応、調査研究や文化芸術活動などの支援を通して、生涯にわたり利活用できる自発的な学びの場としての図書館を目指します。

#### (4) 地域の歴史を集め発信する図書館

東北の玄関口として歴史上に幾たびも登場する白河。表郷、大信、東の各地域も豊かな歴史や風土を持つ地域として知られており、各地域に関連する資料やそこから発刊された資料を収集、提供し後世に伝えます。

#### 重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次のとおり設定し、今後の図書館施策を展開します。

#### (1) 知識・文化の拠点施設

図書館は、市民の多様な学習活動や文化・芸術活動を支援し、高度情報化社会に対応する「知識・文化の拠点施設」としての機能強化に努めます。また、誰もがゆったりとした環境で本や映像、音楽に親しみ、そこから得た様々な知識や情報を地域教育や文化芸術活動の向上につなげられるよう、機能の充実に努めていきます。図書館が充実することによって地域文化の向上と新たな文化の創造が図られることが期待されます。

## (2) まちづくりの拠点施設

市立図書館は JR 白河駅前位置していることから、中心市街地の存在価値を高め、かつて、多くの人が行き交った賑わいのある魅力的なまちの再生と人づくりの一端を担い、中心市街地活性化の結び目となることを目指します。

また、表郷、大信、東の地域図書館は各地域の中心地に位置していることから、市立図書館との一体的な運営により、各地域のまちづくりと人づくりの拠点として地域振興の一助となることを目指します。

## (3) 県南地域の中心都市機能施設

本市は県南地域の中心都市として、また、東北の玄関口として、歴史と豊かな都市環境を有しています。市立図書館をはじめとする 4 つの図書館は連携を図り、広域的な交流の拠点施設と周辺地域の文化向上の中心施設として機能することを目指します。

## (4) 「白河市子ども読書推進計画」

平成 25 (2013) 年度に策定した「白河市子ども読書推進計画」が平成 30 (2018) 年度に満了したことを受け、成果の検証を行なうと同時に「第二次計画」を策定しました。本市の児童・生徒が読書に親しむことのできる環境をさらに整えます。令和 4 (2022) 年度は「第三次計画」策定の年にあたります。先に策定した二次計画の検証を踏まえた計画の策定を実施します。

## 白河市立図書館の基本方針

「利用者が主役」の基本理念を常に心がけ、いつでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かいサービスを展開する図書館を目指します。

### (1) 資料・施設の整備と職員の資質向上

多様化、個性化する現代社会にあって、図書館は本や雑誌をはじめとする印刷物や CD・DVD などの視聴覚資料の収集と提供に努め、市民の利用に応えます。また、「居場所としての快適な空間」を、来館するすべての人が感じられるように、施設の整備や職員の接遇向上に努めます。

そして、利用者の要望に「ありません、わかりませんを言わない」図書館を目指します。

### (2) 多様な生涯学習意欲の支援

市民一人ひとりの知的欲求に応えることはもちろん、専門職である司書を配置することで調査研究や学術調査への要望に対しても図書館の機能は発揮されます。また、他の施設や機関との連携を通して様々な課題や学習の解決にも役立っており、「知りたい、学びたい」という自発的な声に応える施設を目指します。

### (3) 人材の育成

図書館は、情報と文化の蓄積、記録の保存とともに人生 100 年時代の知識の形成など人々の多様な生き方、考え方に深く関わることから、すべての人が文化に触れる環境を整備することで、長期的視野に立った人材育成の核となる場づくりを目指すとともに、司書の資質向上も重要な項目と位置づけ活動していきます。

#### (4) 出会いと交流・地域文化の創造

「白河にいつまでも住み続けたいと願い、住むことを誇りに思う」。そんな地域社会への愛着は、地域や世代を超えた様々な人との出会い、交流から始まります。また、白河を訪れる多くの人との出会いは、市民の学習活動を刺激する原動力にもなります。図書館は、市民が気軽にコミュニケーションし、学習する機会や場所を提供することで、新たな地域づくり、地域文化の創造を誘発することを目指します。

#### (5) 情報社会への対応

今日の社会は、インターネットの急速な発展に伴い、情報を瞬時に入手できるようになりました。一方で情報の氾濫や間違った情報へのアクセスも問題化しています。利用者が求めている多様な情報を収集・保存し正確な情報を提供すること、情報へのアクセス方法を利用者へ伝えサポートすることも図書館の持つ重要な機能です。

時代に合ったシステムの構築、整備や図書資料に限らない様々な情報を提供できる人材の育成を図ります。

#### (6) サービスの充実と都市環境の創出

現在の開館日数、開館時間は市民のライフスタイルに応え、親しみやすく利用しやすい図書館として、そのニーズに適合したものとして評価されています。白河市立図書館は、JR 白河駅前の交通の結節点に立地する利便性を生かし、都市環境の創出のために、文化資源を集積する広域交流拠点として中心市街地への回遊を誘導し、市民の交流や学習活動を促進し、「歴史と文化が融合」するまちづくりの一端を担っています。

また、表郷、大信、東の各地域図書館も、地域の中心地にあるという立地を生かし、まちづくり、人づくりの一端を担う施設として、地域振興の一助となることを目指します。

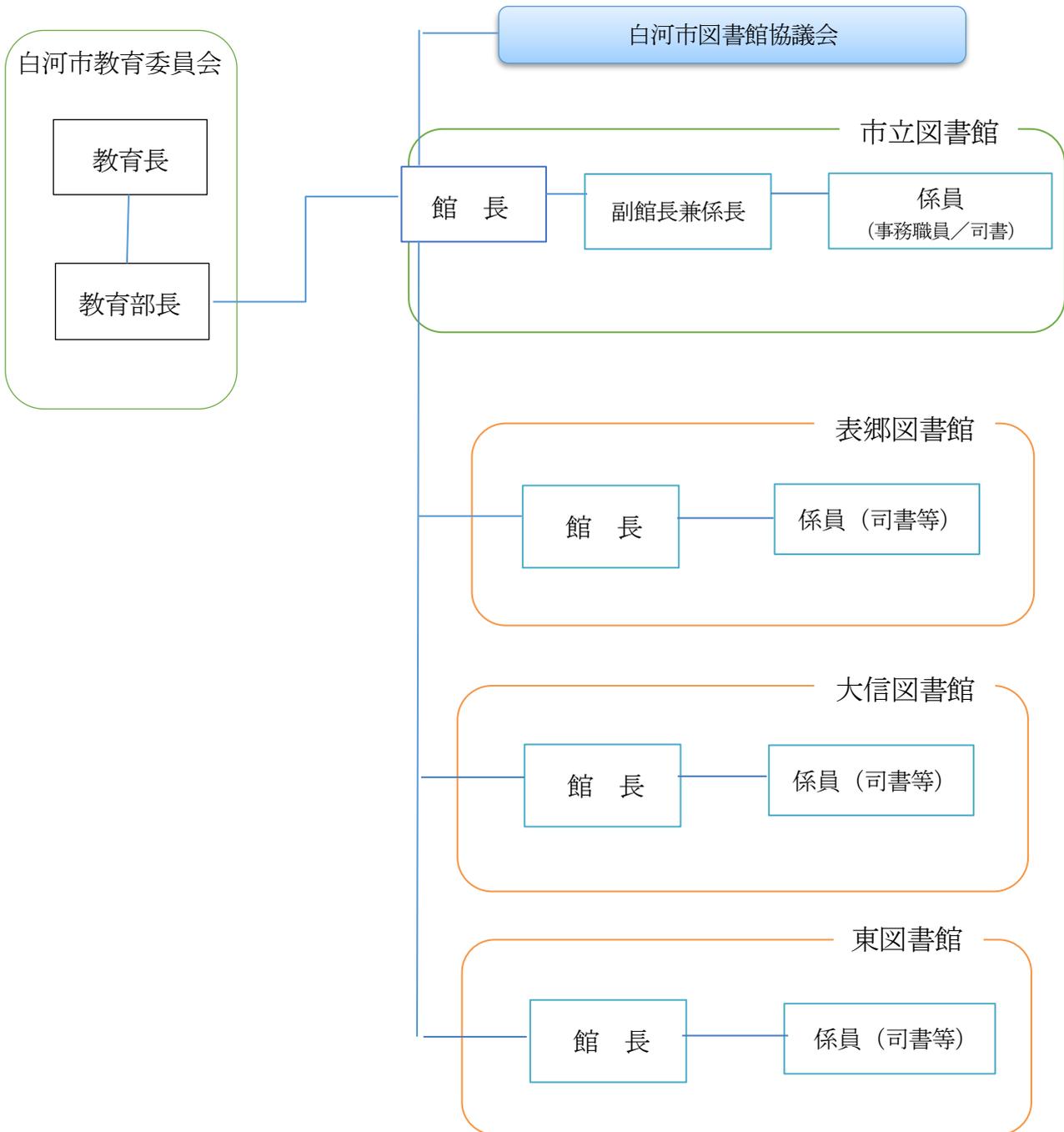
#### (7) 市民の声とともに歩む

図書館の更なるサービス向上を目指すには、外部の見識を取り入れることも重要なことから、市民の意見を反映する機会を設けます。

- ① 図書館協議会に図書館の管理、運営、サービスなど全般的な意見を求めます。
- ② 学校との連絡会議を設けて図書館との連携を図ります。
- ③ アンケート又は意見箱による利用者からの図書館サービスに対する意見を参考とします。
- ④ 利用者の多様な予約・リクエストの情報を選書に反映させます。

4. 図書館の組織

【白河市立図書館組織図】



○ 職員数内訳

(人) R4.4.1 現在

図書館名	職員数 (うち司書数)	再任用職員 (うち司書数)	会計年度任用職員 (うち司書数)	合計 (うち司書数)
市立	8(7)	0	14(13)	22(20)
表郷	0	0	4(3)	4(3)
大信	0	0	3(2)	3(2)
東	0	1	3(3)	4(3)
合計	8(7)	1	24(21)	34(28)

## 5. 図書館の施設概況

### (1) 施設概要

#### ① 白河市立図書館～りぶらん～

[所在地] 白河市道場小路96番地5

[電話] 0248-23-3250 [FAX] 0248-23-4090

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建(一部屋上階)

図書館 2,733 m<sup>2</sup>、地域交流機能 388 m<sup>2</sup>

[収蔵能力] 開架15万冊・閉架10万冊

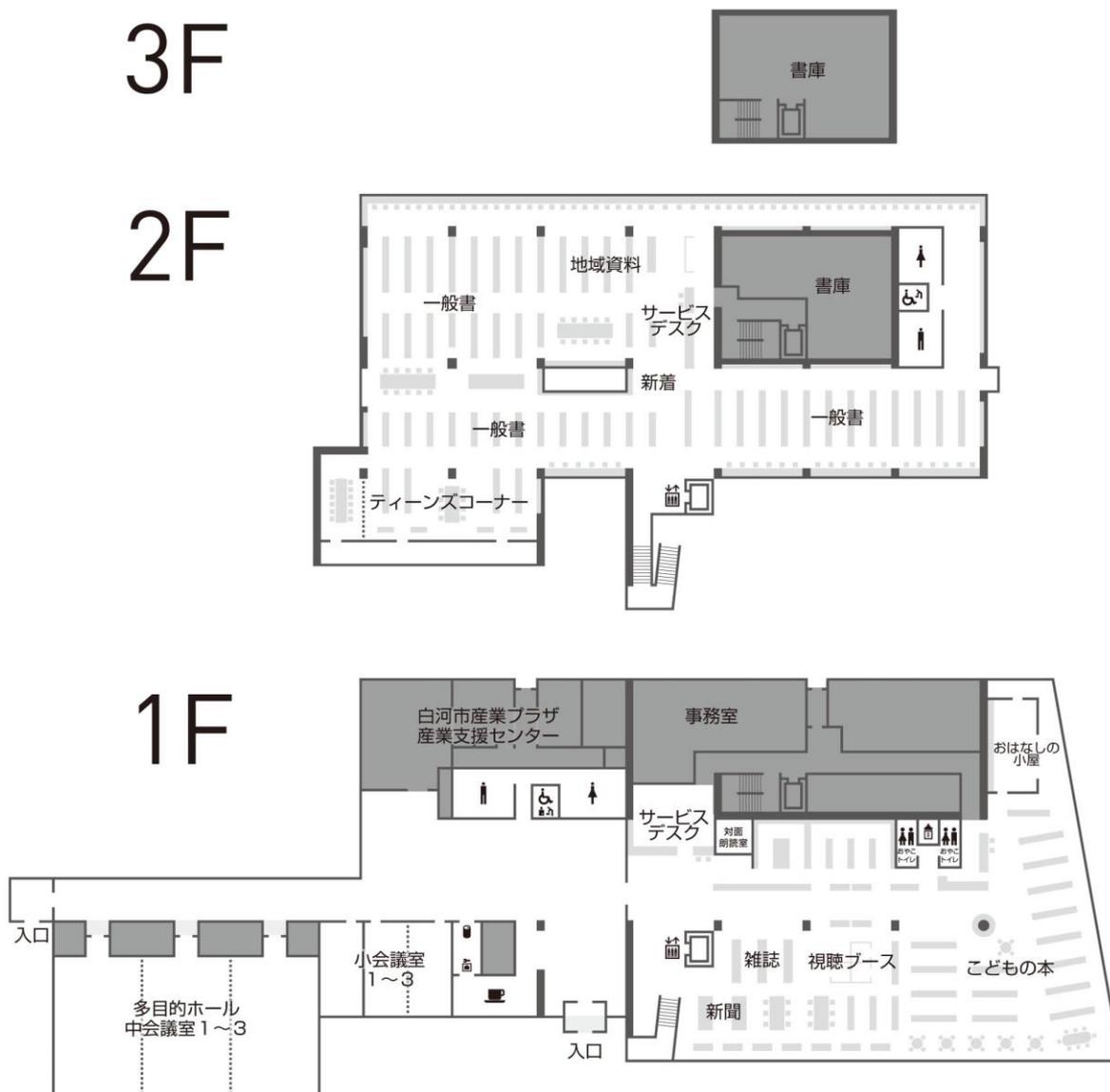
[閲覧席数] 250席(令和2年度以降、座席数は新型コロナウイルス感染症対策により減らしている)

[駐車場台数] 133台(うち障がい者用3台)

[敷地面積] 16,374 m<sup>2</sup>

[建設年月日] 平成23年1月竣工

[建設費] 1,665,000千円(多目的複合施設建築費)



## ② 表郷図書館

[所在地] 白河市表郷金山長者久保2番地

[電話] 0248-32-4784 [FAX] 0248-32-4788

[構造・施設] 鉄筋コンクリート造3階建（表郷庁舎内）2階北側（図書館366.76㎡）

[収蔵能力] 約2万冊

[閲覧席数] 24席

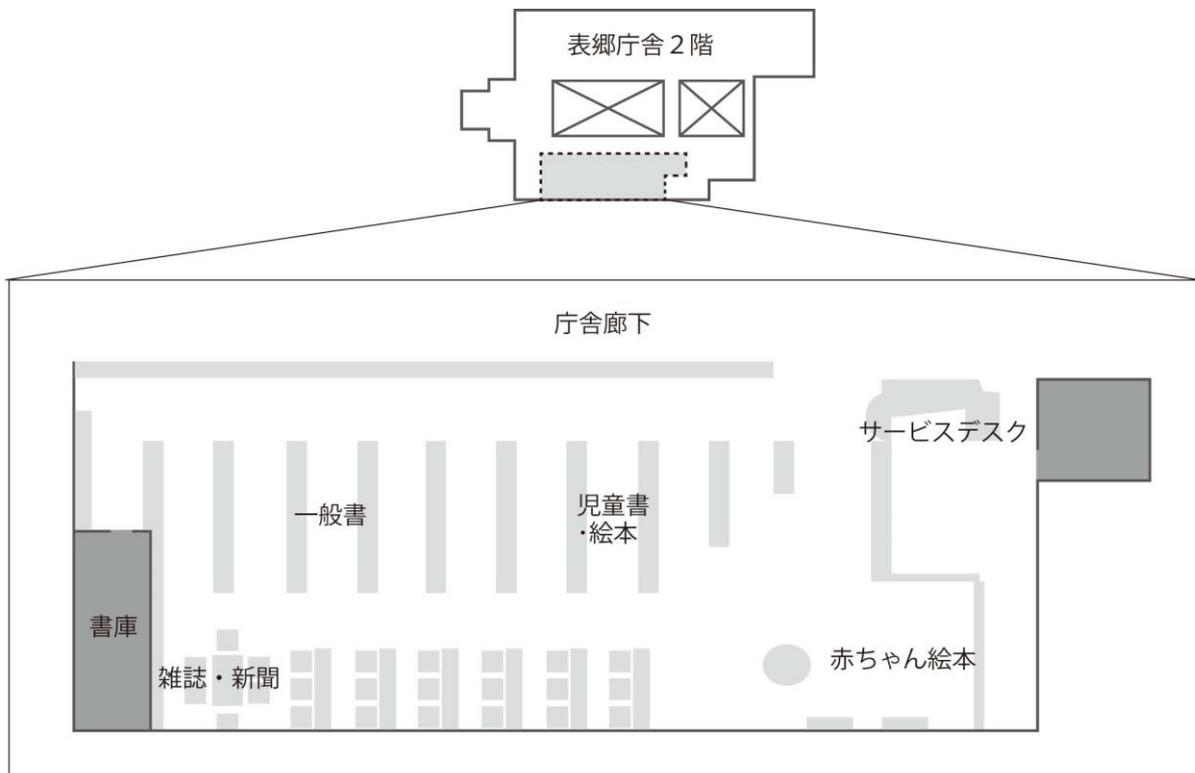
[敷地面積] 2,366㎡

[建設年月日] 平成9年7月31日竣工

[建設費] 1,409,030千円（表郷庁舎建築費）

[図書館部分改修年月] 平成21年2月から3月

[図書館部分改修費] 10,373千円



### ③ 大信図書館

[所在地] 白河市大信町屋字沢田 25 番地

[電話] 0248-46-3614 [FAX] 0248-46-3702

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部木造平屋建 (図書館 411.96 m<sup>2</sup>)

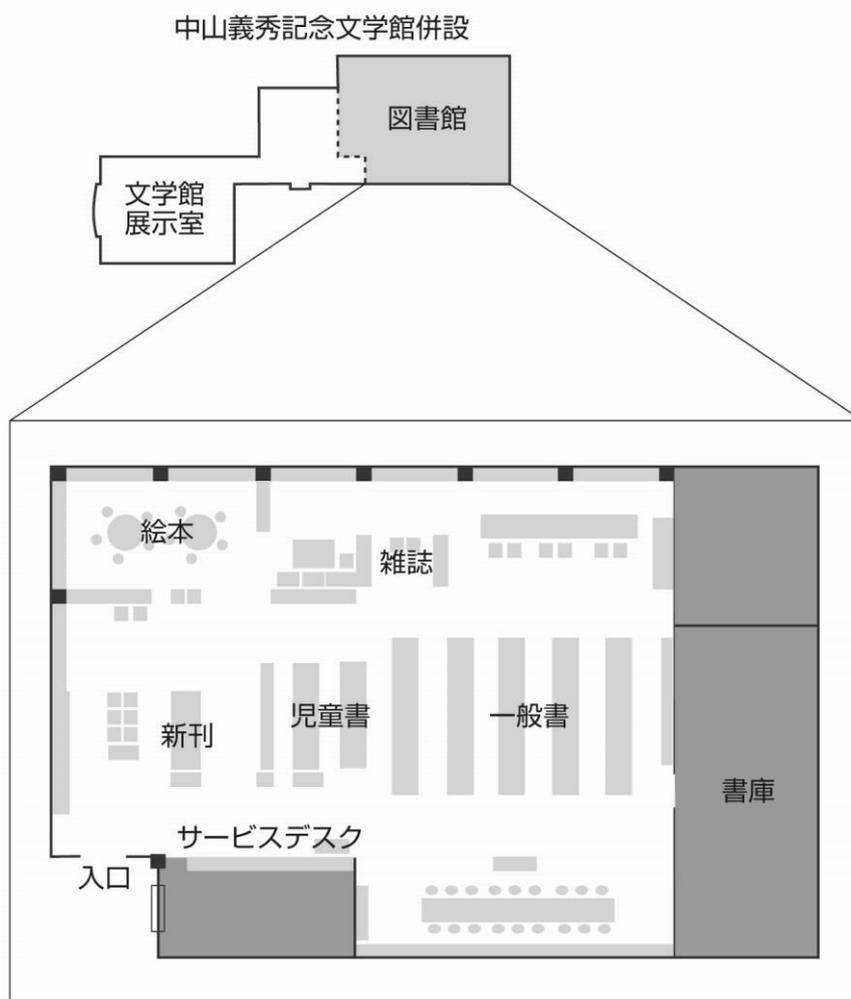
[収蔵能力] 約 4 万冊

[閲覧席数] 43 席

[敷地面積] 4,143 m<sup>2</sup>

[建築年月日] 平成 5 年 3 月 31 日竣工

[建設費] 479,943 千円 (文学館建築費)



#### ④ 東図書館

[所在地] 白河市東釜子字狐内 47

[電話] 0248-34-1130 [FAX] 0248-34-1148

[構造] 鉄筋コンクリート造 2階建 (図書館 507.99 m<sup>2</sup>)

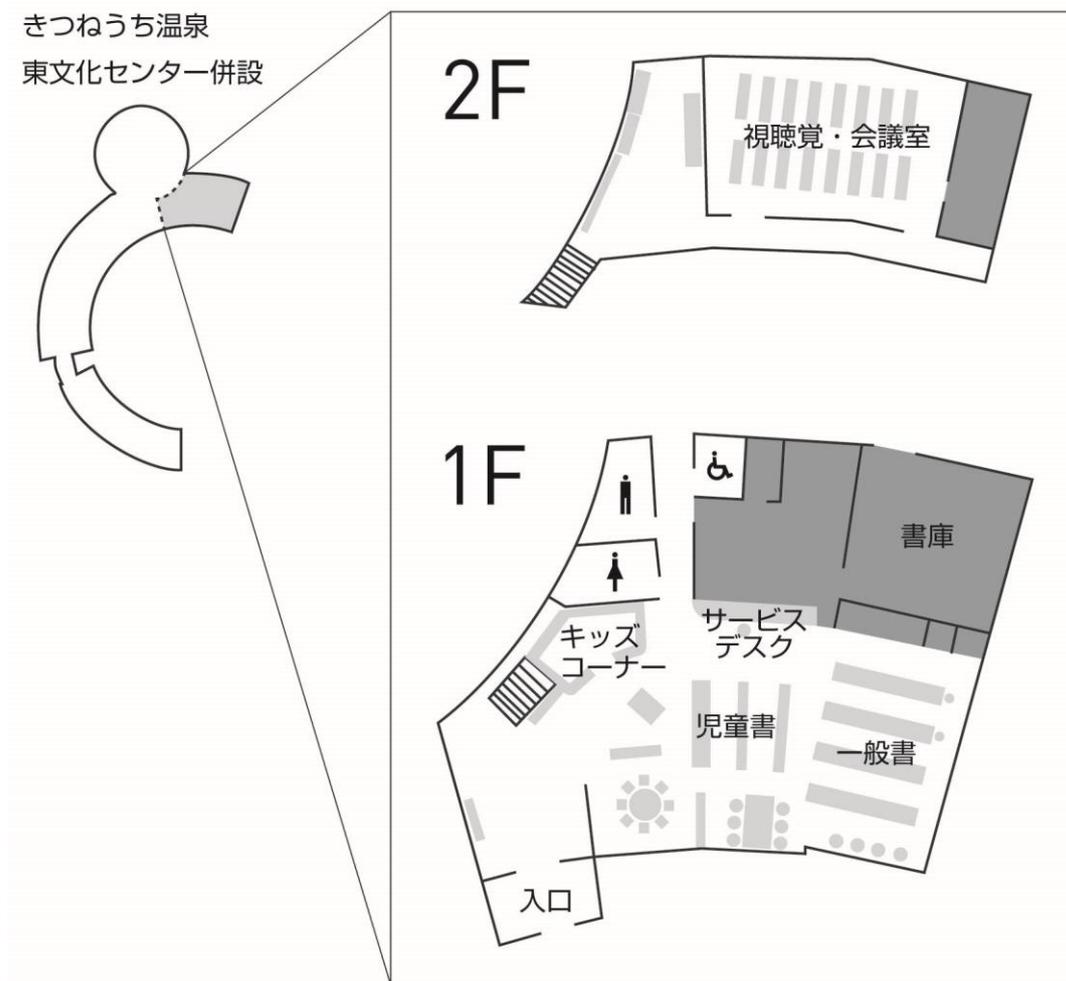
[収蔵能力] 約 6 万冊

[閲覧席数] 14 席

[敷地面積] 15,428 m<sup>2</sup>

[建設年月日] 平成 7 年 7 月 29 日竣工

[建設費] 1,881,225 千円 (複合施設)



## (2) 図書館コンピュータシステム

### 【業務システム】

システム形態	京セラコミュニケーションシステム ELCIELO (平成31年3月13日から)
形式	クラウドサーバ

### [市立図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	7台
利用者用インターネット 接続パソコン	6台/多機能PC2台 (Win・Mac)
自動貸出機/自動返却機	5台/2台 各1台は令和2年12月導入
クライアントパソコン	17台 (サービスデスク9台・事務室8台)
データベース用端末	1台

### [表郷図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1台
利用者用インターネット 接続パソコン	1台
クライアントパソコン	3台

### [大信図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1台
利用者用インターネット 接続パソコン	1台
クライアントパソコン	3台

### [東図書館]

利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	1台
利用者用インターネット 接続パソコン	1台
クライアントパソコン	3台

## 6. 利用案内

---

### 【開館時間】

#### [市立図書館]

火曜～金曜 午前10時～午後8時

土日・祝日 午前9時30分～午後6時

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開館時間を令和2年10月20日から平日の開館を午前10時～午後7時としていたが、令和3年10月7日から通常の開館時間（10時から20時）に戻した。令和3年2月20日から土日祝日を午前10時から午後6時に臨時的に変更、令和4年4月9日（土）から通常の午前9時30分から午後6時に戻し、開館時間はすべて通常に戻っている。

[表郷・大信・東図書館] 午前10時～午後6時

### 【休館日】（令和4年4月1日改正）

#### [市立図書館]

月曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）

[館内整理日] 毎月第1水曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

#### [表郷図書館]

火曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）

休日

[館内整理日] 毎月第1水曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

#### [大信図書館]

月曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）

休日の翌日（休日が金曜日にあたる場合は、その前日）

[館内整理日] 毎月第1水曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

#### [東図書館]

火曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）

休日

[館内整理日] 毎月第1水曜日（休日のときは、その翌日以後の休日でない直近の日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

**【借りることのできる期間】**

21 日以内（絵画：28 日以内）

**【借りることのできる点数】** \*新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、変更もあり。

[図書・雑誌] 貸出期間内に読める冊数。

広域利用者：図書・雑誌あわせて 10 点

[視聴覚資料（CD・DVD）] CD・DVD あわせて 5 点

広域利用者：CD・DVD いずれか 1 点

[複製絵画] 1 点

**【貸出延長】**

図書館ウェブサイトや電話で貸出期間の延長（2 週間）が可能。手続きできる期間は返却日の 1 週間前。ただし、予約が入っている資料、視聴覚資料等と貸出期間を過ぎてからの延長手続不可。

**【資料を返すとき】**

市内 4 図書館どこでも返却可能。閉館時は、各館のブックポストで対応。

**【予 約】**

図書館が所蔵している資料は予約が可能。申込用紙への記入か図書館のウェブサイト・館内の端末からも予約が可能。（パスワードが必要）

	予約可能冊数・点数
図書資料・雑誌	10 冊（5 冊）
視聴覚資料	5 点 [CD・DVD あわせた点数]（いずれか 1 点）
複製絵画	1 点（1 点）

（ ）内は広域利用者

**【リクエスト】**

図書館に所蔵のない資料を利用したい場合、リクエストを受付（視聴覚資料、雑誌、コミックは除く）。市内に在住、在学、在勤している方が対象。

**【団体貸出】**

市内の学校、事業所、社会教育関係団体、家庭文庫、読書会等に図書をまとめて貸出。

\*事前に団体登録が必要。

**【調べたいことがあるとき】**

個人や会社が抱える日常生活や仕事での課題や調査・研究等に必要な資料探索や資料提供を行うほか、調べ方のアドバイス、専門機関の紹介等を行なうレファレンスサービスを実施している（なお、クイズや懸賞・学校等の課題・宿題等の回答の提示、医療相談、地価、商品鑑定等不可）。

### 【資料の検索】

図書館の資料検索は白河市立図書館に7台、各地域館に各1台ある検索端末で検索できるほか、図書館ウェブサイトからは資料の検索や福島県内と東北・北海道地方図書館の資料検索が可能（りぼらんサーチ）。

### 【資料の複写】

書館資料は著作権法の定める範囲内で複写可能（図書館の所蔵資料に限る）。コピー機は市立図書館1階、2階に設置。「複写申込書」に記入し申込の上、複写。

《複写料金表》

カラー	： 50円	白黒	： 10円
-----	-------	----	-------

※ 東図書館は白黒のみ。

※ 表郷図書館、庁舎閉庁時は不可。

### 【データベース】

市立図書館では一部の端末でデータベースが利用可能。サービスデスクで申込。利用時間は1回1時間以内（利用は無料、紙面を印刷する場合は有料）

#### データベース一覧

データベース名	内 容
国立国会図書館 デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料の検索・閲覧。
日経テレコン	過去30年分の日経新聞・日経の各雑誌記事から、国内120万社・海外5,000万事業所の企業情報、ビジネスに欠かせない人事情報にいたるまで、幅広いビジネス情報を多数収録。
ELDB アカデミック	新聞約100紙・雑誌約250誌を一括して横断的に検索
聞蔵Ⅱ ビジュアル	朝日新聞、明治12（1879）年の創刊から今日まで、約1200万件以上の記事と広告が検索できる。
第一法規法情報総合 データベース	法令や判例、立法・行政・司法の公文書などが検索できるデータベース。
ルーラル電子図書館	農業関係に特化したデータベース。農文協が発行した雑誌・書籍・事典・ビデオなどを多数収録、農業に関することを網羅。
官報情報検索	日本国憲法施行日以降～当日発行分の官報（本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録）を検索できる。
福島民報縮刷版 （CD-ROM版）	福島民報の過去の記事（2002・8～）を検索できる。

**【インターネット端末】**

市内4図書館のインターネット端末で、インターネットの閲覧が可能（一部のサイトへのアクセスは制限）。市立図書館及び大信図書館の利用時間は1回1時間以内。表郷図書館及び東図書館の利用時間は1回30分以内。（各館とも印刷やファイルの保存は不可）。

**【多機能PC】**

ビジネスユースやレポート作成などに活用可能なパソコン（W i n、M a c）を市立図書館2階に用意。プリントアウトも可能（有料）。

**【インターネット・公衆無線LAN】**

ノートパソコンや携帯端末を持ち込んで、インターネットに接続可能（市内4館）。市立図書館内のパソコン優先席では電源を用意。（新型コロナウイルス感染症の対応のため、電源の提供は停止中）

## 7. 図書館協議会

### (1) 白河市図書館協議会委員

	R2.7~R4.6	R4.7~R6.6	備 考
会 長	金沢 美香	箭内 徳二	社会教育の関係者
副会長	二宮 嘉須彦	矢内 秀一	学識経験を有する者
委 員	箭内 徳二	若松 真奈美	社会教育の関係者
委 員	樋口 葉子	野口 順子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委 員	矢内 秀一	田中 伸哉	学識経験を有する者
委 員	清野 孝	清野 孝	学校教育の関係者

任 期：2年

### (2) 図書館協議会開催実績

開催年度	年 月 日	開 催 場 所
平成 24 年度	平成 24 年 8 月 2 日 (木)	白河市立図書館スタッフミーティング室
	平成 25 年 2 月 6 日 (水)	白河市立図書館 (地域交流会議室)
平成 25 年度	平成 25 年 4 月 25 日 (木)	〃
	平成 25 年 12 月 5 日 (木)	〃
	平成 26 年 2 月 27 日 (木)	〃
平成 26 年度	平成 26 年 7 月 11 日 (金)	〃
	平成 27 年 2 月 24 日 (火)	〃
平成 27 年度	平成 27 年 5 月 22 日 (金)	〃
	平成 28 年 2 月 17 日 (水)	〃
平成 28 年度	平成 28 年 7 月 20 日 (水)	〃
	平成 29 年 3 月 16 日 (木)	〃
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 29 日 (木)	〃
	平成 30 年 3 月 20 日 (火)	〃
平成 30 年度	平成 30 年 7 月 11 日 (水)	〃
	平成 30 年 12 月 5 日 (水)	〃
	平成 31 年 2 月 6 日 (水)	〃
	平成 31 年 3 月 20 日 (水)	〃
令和元年度	令和 元年 7 月 10 日 (水)	〃
	令和 2 年 3 月 17 日 (火)	〃
令和 2 年度	令和 2 年 7 月 30 日 (金)	〃
	令和 3 年 3 月 12 日 (金)	〃
令和 3 年度	令和 3 年 7 月 14 日 (木)	〃
	令和 4 年 3 月 30 日 (水)	〃
令和 4 年度		

## 8. 令和3年度事業報告・令和4年度事業計画

### (1) 令和3年度事業報告

#### ◇市立図書館

##### 1 ミニミニおはなし会 (R3.2月から実施)

ちびっこおはなしのくに、おはなし会は新型コロナウイルス感染症の影響から、多くの子どもや保護者が集まるおはなしの小屋での開催が困難であり、当面の代替措置として中会議室で参加者を限定（1回5組程度）して、幼児から小学校低学年児童を対象としたミニミニおはなし会を開催しています。

当初は参加者も少なかったものの、次第に定着し小さなお子さんと保護者が楽しそうにお話を楽しんでいます。感染防止のため距離を保っての読み聞かせであり、大型絵本や紙芝居、シンプルなストーリーなど遠くからも見える工夫をしています。参加のべ203人（2月～3月中旬はまん延防止措置発出のため中止）

#### 休止している読み聞かせ事業

##### ◎ちびっこおはなしのくに

おひざにだっこした0歳から2歳の乳幼児を対象に、絵本の読み聞かせや手遊びなどを館内（おはなしの小屋）で行なっています。幼いころから絵本との出会いを通して親子で「読書」に興味を抱くよう、ボランティアの協力を得て実施しています。

#### 参考) ちびっこおはなしのくにの移り変わり

紙芝居の会	昭和49年から子ども読書週間にちなんで、毎週木曜日午後実施開始
紙芝居を読んでもみる会	昭和57年から高校生（白河女子高校（現白河旭高校）、白河高校落語研究会）の協力により毎週木曜日午後4時～5時まで実施
おはなしの国（くに）	平成3年4月から読み聞かせ、詩の朗読を毎週木曜日（14年度から第3木曜を除く）午後3時30分～午後4時30分まで実施、平成23年度から「おはなし会」に名称を変更。
ちびっこおはなしのくに	平成14年4月から、母親・幼児を対象に絵本の読み聞かせを実施 毎月第3木曜日午前11時～11時30分まで 平成23年8月から毎月第1木曜も実施。令和元年6月から、毎月第1・3木曜日午前11時～11時20分に時間変更

##### ◎おはなし会

3歳から小学生低学年を主に対象とし、読み聞かせやブックトークを行い児童の読書推進及び図書館利用の推進を図ります。

##### 2 第45回児童読書感想画展（昭和50年～）

子ども読書週間（4月23日～5月12日）の一環として市内全域の小学校から読書感想画を募集、図書館エントランスホールに展示し、児童の読書活動推進と図書館利用のきっかけづくりを目的に実施しました。

時 期	場 所	参加小学校及び点数
6月3日（木）～ 6月28日（月）	図書館エントランスギャラリー	白河第一小、白河第二小、白河第三小、小田川小、五箇小、みさか小、表郷小、信夫第一小 計8校、合計74点

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から期間を長めに設定、分散して鑑賞してもらうよう呼びかけました。

#### 4 夏休み子ども手づくり絵本教室 (昭和 58 年～)

令和 3 年 8 月 5 日 (木) ～6 日 (金) 17 名 (うち小学生 8 名・兄弟 3 名・保護者 6 名)

小学生が世界でたった一冊の自分だけの本を製作することにより、本への興味と読書意欲を高めるため開催。職員が講師となり、1 日目は本の中身作り、2 日目は表紙の作成を行います。

#### 5 夏のおはなし会 (昭和 50 年～)

令和 3 年 8 月 5 日会議室で開催、11 名の参加。例年 8 月に実施。幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施します。同時に蔵書を活用した工作教室も実施し、親子で夏休みのひとときを楽しめるようなプログラム構成となっています。(ボランティアが協力)

令和 3 年度は短時間で職員によるおはなしと壁面飾り (ひまわり) づくりの「夏のおたのしみ会」として実施しました。

#### 6 冬のおはなし会 (昭和 50 年～)

令和 3 年 12 月 25 日会議室で開催、27 名の参加。例年 12 月に実施します。幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で冬休みのひとときを楽しみます。(ボランティアが協力します)

令和 3 年度は短時間で職員によるおはなしと壁面飾り (だるま) づくりの「冬のおたのしみ会」として実施しました。

#### 7 第 38 回手づくり絵本展 (昭和 59 年～)

令和 3 年 10 月 7 日 (木) ～10 月 10 日 (日) 会議室で開催 (出品者 109 名・出品作品 118 点、来場 253 人)。心をこめてつくられた“世界でたった一冊の絵本”を地域交流会議室内で展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。手づくり絵本教室で作成した小学生の絵本も展示します。

#### 8 音訳者会

音訳者 (8 名登録) の情報共有やスキルアップのため、月 1 回程度開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、集まることは行わず、担当者から個別の連絡を受ける形で活動しました。

#### 9 児童クラブ配本

遠距離等の理由で、来館できない児童のため児童クラブ (7 ヶ所) に図書資料の配置を行い、読書活動の機会を提供しました (1 セット=50 冊を 4 回転)

児童クラブ名	冊数
白一小児童クラブ	200 冊
白二小児童クラブ	210 冊
白三小児童クラブ	180 冊
関辺小児童クラブ	200 冊
五箇小児童クラブ	180 冊
こたがわ児童クラブ	180 冊
みさか児童クラブ	200 冊

## 10 館内上映会

市内に映画館が無くなってしまったことから、懐かしい映画や親子で鑑賞できる映画等を毎月3回（大人向けタイトル1・子ども向けタイトル1）を地域交流会議室（多目的ホール）で上映しました。新型コロナウイルス感染症防止策をとりつつ、上映会をおこなっています

令和4年2月は、福島県全域にまん延防止等重点措置が発出されたため2月と3月上旬に予定していた上映会の実施を見送りました。

時期、対象者及び回数	場 所	延べ入場者数
大人向け（18回）	地域交流会議室	197
子ども向け（10回）	地域交流会議室	74
*令和4年2～3月大人向け	中	止
*令和4年2月子ども向け	中	止

## 11 ブックスタート（平成21年度～）

絵本を通して親子の触れ合いや愛着を深め、豊かな情操を育むことを目的に乳児に向けて絵本の配布と読みかせを実施しています。子ども支援課が主催し保健センターで行われている、1歳児健診の待ち時間の間を活用しています。本来はボランティアの協力により、絵本の配布と読み聞かせを行います。新型コロナウイルス感染症への対応のため、ボランティアの参加は控え、職員が絵本と図書館利用のパンフレットなどを手渡すのみの最小限の形式で実施しています。

時 期	場 所	人 数
年間（12回）	中央保健センター	人

## 12 図書館利用促進講演会

図書館開館10周年を記念して、作家、川瀬七緒さんの講演会とワークショップ「思いつきは物語」を開催（7/24）。また、白河の歴史を深く知るための「郷土講演会」（R4.3.19）は「幕末の老中阿部正外とその周辺」（久住真也：大東文化大文学部歴史文化学科教授）をテーマにリモートでの講演を実施しました。

## 13 誰でもブックデザイナー（2月3日～2月28日）

小学生から一般を対象にブックカバーのデザインを公募し、147点の応募がありました。すべてをエントランス部分で展示しました。展示期間を長めに設定し、オリジナルのブックカバーのうち、許諾のとれたものは図書館ウェブサイトダウンロードができるようになっています。

## 14 学校図書館支援事業

学校教育課と連携して学校図書館及び学校図書館司書を支援し、学校図書館の環境整備や蔵書整備等を通して、子ども読書活動を推進しました。

- ・学校図書館司書配置校 小学校15校／中学校8校・学校図書館司書 11名

## 15 「りぶらん廃棄資料リユース事業」

保存期間の経過した雑誌等は無償配布し、資料の有効活用を図っています。

3年度は令和4年1月6日～7日まで、852冊の雑誌を感染症予防対策を講じながら、中会議室で配布しました。

## 16 「白河文化交流館コミネス連携事業」

コミネス開館とりぶらんの5周年を契機に、図書館内でコンサートや芸術に関するワークショップ等を実施し、双方の連携やPRを行っています。

令和3年度は、図書館開館10周年を記念して、10月27日に館内の児童コーナー付近でコミネス交響楽団の主力メンバーによる弦楽四重奏のコンサートが開催されました。来場者100名

## 17 市立図書館〜りぶらん〜開館10周年記念事業

年	月	イベント	目的および効果
R3 (2021)	4	ティーンズらくがき会	中高生世代の利用を促進するため、館内の窓ガラスにペイントしてもらい、フォトスポットを作るために実施しました。若者に図書館を身近に感じてもらうことを主体に実施しました。→4月24日・25日：1回目実施（17人）
	5	10周年米	読み物や小説以外の資料の貸出促進につなげる。白河の特産の一つである米を育てることによって、市内の農業に理科を深めてもらうことを目的にバケツの中で米づくりを行いました。コロナ対応のため、職員で植え、SNSで生育状況を発信。表郷図書館、田子館長の指導を受けました。
		パネル展示(7/7~9/1)	図書館の歴史を振り返り、図書館に親しみを持ってもらう写真をエントランスに展示しました
	6	4館スタンプラリー (6月から9月まで)	白河の4図書館をめぐり、ふだん利用しない図書館の魅力発見をし、地域館のPRをすることで利用促進につなげました。また、スタンプ台紙を全戸配布し、図書館を利用したことがない市民へのPRをすることで登録者数の増加につなげました。(のべ121人の参加)
		読書感想画展(6/3-28)	読書週間に合わせて、本を読み、本に親しんでもらう。また、感想を絵にし、図書館に展示することで図書館への来館促進につなげる。
	7	理科読(ガリレオ工房)7/22	読み物や小説以外の資料の貸出促進につなげる。調べ学習やレファレンスについて理解をしてもらう。新型コロナウイルス感染症の拡大により延期
		講演会(7/24)	白河出身の川瀬七緒さんを講師に実施。川瀬さんは第1回の講演会講師。記念式典は感染症対策のため講演会の中に組み込み、関係者で実施しました。
		りぶらん祭り(7/24・25)	老若男女問わず、図書館を楽しんでもらい、新たな発見をすることで利用促進につなげる。
	8	ホラー上映会	所蔵DVDの利用促進とサービスのPRのために実施。8月12日に大人向け作品『ジョーズ』(13名)・13日に子供向け作品『墓場鬼太郎』(11名)を上映しました。
		上映会祭り	視聴覚資料(DVD)の利用促進とサービスのPRのために実施しました。8月14日(5名)・15日(12名)。

		ボードゲーム大会	10～30代の利用がすくない層への図書館利用促進を図るため。また、本以外のサービスのPRをする。新型コロナウイルス感染症の拡大により延期
		夏のおたのしみ会	3歳～小学生を対象に、絵本や読み物の読みきかせと手あそび、工作を交え、図書館や本に親しみを持ってもらうため。
	9	朗読会「大人のおはなし会」 (9/19)	障害者サービスのPRの一環として、DAISY機器の紹介やその機能を紹介するため一般を対象に本の読み聞かせを行いました。
	10	手づくり絵本展	自分で絵本を作ることで、本の面白さや読書の楽しさに気づき、図書館の資料に親しんでもらうため実施しました。
		館内コンサート (10/27)	コミネス交響楽団のメンバーで構成する弦楽四重奏団による館内コンサート。視聴覚資料(CD)の利用促進と文化振興のため。コミネスとの共催で実施しました。100名
		懐中電灯 de 図書館探検 (10/30-31)	普段見ることのできない閉館後の図書館の様子を懐中電灯を片手に、図書館や本に関する謎解きをしながら、家族で回る企画です。ハロウィンの時期と重なったため、職員も参加者も仮装して楽しみました。10組30名の方が参加しました。
	11	ティーンズらくがき会	4月に実施した事業の2回目。11月3日・6日に実施しました(3人)
	12	冬のおたのしみ会	3歳～小学生を対象に、親子で参加し、絵本や読み物の読みきかせと手あそび、工作を交え、図書館や本に親しみを持ってもらいました。日程記載
2022	1	りぶらんセット	普段は手に取らない本を手渡することで新たな発見をし、読書の楽しさを再認識してもらうため実施しました。民報に掲載(2/7)。好評につき延長(1/4～3/6)
	2	だれでもブックデザイナー 令和4年2月3日～28日	2年目。小学生や一般を対象に自分でデザインしたブックカバーを出品してもらい、エントランスに展示。許諾のあったオリジナル作品に限り、ウェブサイトに公表しました。
	3	郷土講演会 令和4年3月19日	白河市民の郷土と関係資料への関心を高めるため、白河市民を対象に、郷土に関する講演会を企画します。コロナの状況をふまえ、リモートの講義として開催
		ティーンズらくがき会	4月、11月開催に次いで3回目を実施しました。4人

## ◇表郷図書館

### 1 たのしい図書館

幼稚園児（関辺・表郷・五箇）を対象に、図書館の利用法や本の読み聞かせ図書の貸出しを行うことで、図書館をより身近に感じてもらうことと読書への関心を高めてもらうことができました。1月27日はコロナのため中止。

時 期	場 所	参加人数
通年	表郷図書館	のべ951人

### 2 図書館学習

小学校2年生を対象に、図書館の役割や利用方法、司書の仕事などの学習の場を設け、更に自分の図書カードを使って図書の探索と貸出を体験することで、図書館をもっと身近に感じてもらいました。

時 期	場 所	参加人数
12月	表郷図書館	表郷小2年生39人

### 3 団体貸出

保育園、小学校を主に団体貸出を計画的に実施し子どもの読書推進に資することができました。また来館が難しい未就学児等にも本に親しんでもらいました。

時 期	場 所	貸出冊数
通年	表郷保育園（8週ごと50冊）。表郷小児童クラブ（8週ごと100冊）。表郷小全学年学期ごと50冊×6学年 300冊）。 関辺幼稚園（8週ごと30冊）。五箇幼稚園（8週ごと40冊）。	のべ2,060冊

### 4 読み聞かせ『おはなし、よんで！』

エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ（月別にテーマを設定）。幼児、児童（低学年）を対象に水曜日と土曜日、随時開催しますが、本年度は新型コロナウイルス感染症感染予防のため実施を見合わせました。

### 5 出前おはなし会

図書館司書が「おはなし」を持って訪問するスタイルを「出前おはなし会」として、幼稚園を訪問し、読み聞かせや紙芝居を実演しました。

時 期	場 所	参加人数
通年（のべ6回）	五箇／表郷幼稚園	261人 新型コロナウイルス感染症のため回数減

### 7 びゃっこい村 手づくり絵本展開催への協賛

一般団体が主催する手づくり絵本展に協賛しました。

時 期	場 所	参加人数
12月	絵本展入賞作品の展示	のべ20名

### 8 雑誌の無料配布

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止しました。

## ◇大信図書館

### 1 おはなし会

図書館司書による読み聞かせ、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の推進を図る目的で例年7、8月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染予防のため開催を見合わせました。

### 2 読み聞かせ教室 **ok**

地域内小学校の1・2年生を対象に読み聞かせ団体による、読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進を図りました。

時 期	場 所 (団体名)	対 象 人 数
6月10日	大屋小学校	21人
6月11日	信夫第二小学校	11人
6月11日	信夫第一小学校	35人

### 3 ブックトーク

小学校の学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした児童書数点を紹介、子どもの知的好奇心を刺激するとともに、本や読書に対する興味・関心を持ってもらうことをねらいに実施しました。

〔講 師〕 しらかわ語りの会

〔テーマ〕 1～3年生 「おくりもの」 / 4～6年生 「火のはなし」

時 期	場 所	対 象 人 数
10月22日	信夫第二小学校	52人
11月17日	信夫第一小学校	98人
11月26日	大屋小学校	69人

### 4 団体貸出

地域内への団体へ貸出を行ないました。

時 期	対 象	総貸出数
随 時	小学校、幼稚園、児童クラブ、読み聞かせ団体	3,483冊

### 5 移動図書館車巡回 **OK**

地域内の園児・児童の読書普及を図るため、地域内の幼稚園7回・3小学校へ年間各校9回巡回し、貸出を実施しました。2月は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、巡回は中止となりました。

時 期	場 所	巡回数・利用人数・利用冊数
4月～2月 (8月の長期休校期間を除く)	信夫第一小学校 信夫第二小学校 大屋小学校 大信幼稚園	巡回数 年のべ 34回 (各小学校9回 ×3校、幼稚園7回) 参加人数 信夫一小 383人 信夫二小 90人 大屋小 373人 大信幼稚園 348人 計 1,194人

## 6 図書館学習

地域内の小学校2年生を対象に図書館の利用方法、資料の検索方法を説明、図書館への理解を深めるきっかけづくりを行いました。

時期・対象	場所	参加人数
9月8日 大屋小学校	大信図書館	12人
9月30日 信夫第二小学校		6人
10月5日 信夫第一小学校		12人

### ◇東図書館

#### 1 移動図書館（うぐいす号）巡回

小学生の図書に対する関心や読書への親しみを醸成するため、管内各小学校（小野田・釜子・五箇）に毎月1回（4・8・3月を除く）移動図書館を巡回する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から中止しました。

新1年生全員には「利用カード」作成を依頼し図書館利用の促進を図りました。利用カードの新規交付人数：43人

#### 2 手づくり絵本教室（説明会・作製）

世界で1冊の「自分だけの本」を作る楽しみや、完成したときの喜びを通して読書への興味・関心を深めてもらう目的で開催する予定でしたが中止としました。

#### 3 手づくり絵本教室 作品展

毎年夏休みに手づくり絵本教室で制作した絵本を館内に展示し、一般に公開していましたが、絵本教室が中止のため開催できませんでした。

#### 4 「夏のおはなし会」・「冬のおはなし会」

読み聞かせやお話を通して、本への興味、関心や読書意欲を醸成するため児童クラブに出向いておはなし会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止しました。

#### 5 おはなし会

1～3歳の乳幼児を対象に通年（6～2月）8回館内で実施しています。紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、図書館に親近感を持ってもらうとともに、読書の楽しさや本に親しむ環境づくりを目指すために開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としました。

#### 6 地域・家庭文庫等への宅配事業

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域の施設等に配本、高齢者宅に図書を宅配しました。

時期	場所	冊数
通年（4回）	児童クラブ（2ヶ所×100冊×4回）、 美容院、高齢者宅（2ヶ所×20冊×4回）	960冊

## 7 図書配本

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域内の小中学校、事業所に図書を配本しました。

時 期	場 所	冊 数
通年（4回）	小野田小学校(5回) 五箇小学校(60冊×4回) 東中学校(100冊×4回)	1,120冊
	市役所東庁舎(30冊×4回)	120冊

## 8 図書館に行こう

地域内の幼稚園（ひがし幼稚園年中児）と2小学校（小野田小、釜子小）の1・2年生を図書館に送迎し、図書館の利用を促すとともに、図書への親しみを育成し、児童の読書推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
通年（4・8・3月除く各月） のべ5回	東図書館	のべ77人

## 9 図書館ですごそう

小・中学校の夏休み期間中（8月1日～8月18日・休館日をのぞく14日間）に児童・生徒への読書や学習の場を提供するため、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放していますが、新型コロナウイルス感染症対策（3密の回避）のため中止しました。

## 10 雑誌の無料配布

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布を実施していますが、雑誌の配布は好評で、来館者も多くなることから密を回避するため、中止しました。

## (1) 令和4年度事業計画

市内の図書館の令和4年度の事業の紹介です。各館とも3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、手指の消毒、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症への対策を取りつつ事業を実施します。

### ① 市立図書館

事業名	時期	内 容
第46回児童 読書感想画展	6月	子ども読書週間(4月23日～5月12日)の一環として、読書感想画を市内全域の小中学校から募集し、作品をエントランスホールに展示、児童の読書活動の推進を図ります。併せて、家族や祖父母同伴での図書館への来館を促します。(6/3～28実施)
白河市立図書館 利用促進講演会	未定	図書館の利用促進と読書推進のため、著名な作家を招いて講演会を開催します。
白河市立図書館 利用促進講演会 (郷土関係)	10月23日	郷土史を学ぶ機会を提供し、郷土への関心を高め、郷土行政資料などの利用を推進のため講演会を開催します。
ミニミニおはなし 会	年間	幼児から低学年児童を対象に実施。本来は「ちびっこおはなしのくに」「おはなし会」の事業を実施予定だったが、感染予防の観点から、規模を縮小、参加人数も限定(1回5組)した上でおはなし会を実施します。
夏休み子ども 手づくり絵本教室	8月	世界でたった一冊の自分だけの本を制作することにより本への興味と読書意欲を高めます。開館10周年記念の7月24-25日に参加人数を絞って実施します。
夏のおはなし会	7月～8月	素話や読み聞かせの中から創造力を育て、読書の楽しみ、図書館利用へと導いていくことを目的に実施します。簡単な工作も行ないます。
冬のおはなし会	12月	
りぶらん資料リ ユース事業	未定	図書館において、保存期限の過ぎた本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本等について、広く市民に提供します。
第39回 手づくり絵本展	10月	心をこめて作られた世界でたった一冊の本を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。
学校図書館 支援事業	年間	学校図書館の整備及び学校司書の支援を行い、読書活動の推進に努めます。学校司書12名 小13校・中8校
音訳者会	年間	音訳者の活動状況や情報共有のため、月1回程度開催します。
館内映画上映会	年間	毎月3回、懐かしい映画や親子で鑑賞できる作品等を図書館地域交流会議室で上映します。大人向け1タイトル(毎月第1土曜午後、第3水曜夜)子ども向け(毎月第3土曜)
夏の上映会祭り	8月	視聴覚資料(DVD)の利用促進とサービスPRのため、4日間にわたり、大人向け作品2タイトル、子ども向け作品2タイトルを上映。

ブックスタート	4月～3月 (12回)	絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことや図書館利用の促進を図ることを目的に、乳幼児とその母親に絵本を読み、絵本を配付します(子ども育成課、中央保健センター、ボランティア協力)。
ブックスタート関連講座	未定	ブックスタートについて講師を招き理解を深めます(対象は職員とボランティア)。
児童クラブ配本	年間	児童クラブに図書資料の配置を行い、本に親しむ環境を整えると共に、児童と保護者の新たな図書館利用と読書活動を促します。
白河地域発行新聞デジタルアーカイブ化事業	年間	旧図書館で保管していた1945(昭和20)年代の新聞(白河地方版)の劣化が進み紙面の状態が悪いため、電子デジタル化と複製を行い、書庫のスペース確保を実施します。
まちかど・家庭美術館事業	年間	図書館所蔵の複製画を貸出、事業所や家庭で芸術作品に気軽に触れてもらうことを目的としています。所蔵数163点。
認知症サポーター養成講座	1回	図書館員向けに、認知症を正しく理解し、館内外で認知症の方をサポートしていくことができるよう講座を実施します。
読書ノート配布	1回	市内すべての小学校1年生に「どくしょノート」、「利用案内」「利用カード申込書」等を配布。図書館利用の促進を図ります。
私の推し本コンテスト(3年目)	年間	自殺予防の観点から、市民を対象に「勇気をもたらした本、元気になる本」を推薦、投票してもらう。(健康増進課主催事業)

事業内容、開催日時等変更になる場合があります。

## ② 表郷図書館

事業名	時 期	内 容
たのしい図書館	通年	幼稚園児を対象に、図書館利用の方法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい読書に親しむ心を育むことを目的に実施します。
図書館学習	12月	小学校低学年を対象に、図書館の仕事や利用について学び、利用登録（図書カード作成）してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを実感してもらいます。
おはなし、よんで！	水・土曜日 随時	紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ。来館した園児、児童のリクエストにも応じます。
出前お話し会	10回	わんぱくスクールや表郷幼稚園からの依頼により、読み聞かせ、紙芝居を行ないます。読書の楽しみを知ってもらうことを目的にします。特に表郷幼稚園では誕生会等の機会を利用して実施します。
びゅっこい村手づくり絵本展開催への協賛	12月	一般団体が行なう「手づくり絵本展」の入賞作品の展示会場として図書館のフロアを提供します。
ふるさと表郷まつり「図書館コーナー」の出展	11月上旬	「ふるさと表郷まつり」において、図書館のPRに努めます。読み聞かせ、図書館利用案内、図書館だよりの配布等を実施します。

## ③ 大信図書館

事業名	時 期	内 容
おはなし会	7～8月	幼児・児童を対象に読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアターを行い、本への興味、関心を持ってもらい読書推進を図ります。
読み聞かせ教室	6月	読み聞かせ団体による、読み聞かせ、パネルシアター・紙芝居等を行い、本・読書への関心を持ってもらうとともに、読書推進を図ります。（ボランティア団体：えほんサークル）
ブックトーク	11月	小学校低学年・高学年それぞれに「テーマ」を設け、そのテーマに沿った本を数点紹介し、本・読書に対する興味関心を持たせ読書推進を図ります。（講師予定：しらかわ語りの会）
移動図書館	4月～7月 9月～2月	地域内で遠距離等により来館できない児童の読書普及を図るため、地域内小学校3校及び大信幼稚園を巡回し、貸出を行います。〔実施回数〕年間計31回実施予定
図書館学習	10月	地域内の小学校2年生を対象に図書館内での利用学習を行い、図書館利用の推進を図ります。地域内小学校各1回

#### ④ 東図書館

事業名	時期	内 容
移動図書館	月1回 (4・8・3月を除く)	小学校に月1回移動図書館車(うぐいす号)を巡回し、子供たちの読書についての関心や親しみを育成します。また、新年度の初めに訪問小学校の1年生児童全員に「利用カード」作成を依頼し、本事業や「図書館に行こう」時に利用できるようにします。
手づくり絵本教室 (説明会・作製)	7月下旬	絵本をつくる喜びや楽しさを経験することにより、本に対する興味、関心と豊かな心を醸成します。
手づくり絵本教室 作品展	8月	手づくり絵本教室で作製した絵本を館内で展示して、一般に公開します。
おはなし会	通年(月1回)	読み聞かせ、歌あそび等を通して、読書や本に興味、関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進につなげます。(1歳～3歳児対象)
夏のおはなし会	8月上旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。
冬のおはなし会	12月下旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。
地域・家庭文庫等への配本	通年(年3～4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、児童クラブ、美容室等に図書を配置します。また高齢者等に図書の宅配を行います。
図書配本	通年(年3～4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、各学校、地域内事業所に図書を配本します。
図書館に行こう	各小学校(幼稚園)の計画日	小学校1・2年生をバスにより図書館まで送迎し、図書館の利用機会促進と図書への親しみを覚えてもらうことを目的に実施します。
図書館ですごそう	小・中学校の夏休み期間	小中学校の夏休み期間中、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、子供たちの読書や勉強の場を提供することにより、図書館の利用促進を図ります。

#### 備考：4館で随時実施の事業

##### ○4館館長会議と担当者会

毎月1回、館長会議を実施。各館の情報共有、課題解決を行い積極的な議論を交わしている。

また、月1回4館での担当者会を実施、各館からの情報共有や問題の共有、改善等の実務上の連絡調整を行った。同様に選書会議を月1回程度実施、各館での充実した棚づくりや選書の偏りが無いよう調整を図っている。

##### ○図書館報の発行(毎月1回)

##### ○図書館ウェブサイトへの事業告知や報告

##### ○管内中学校生徒の「職場体験学習」・高校「インターンシップ」の受け入れ(中学校・高校等からの依頼)。

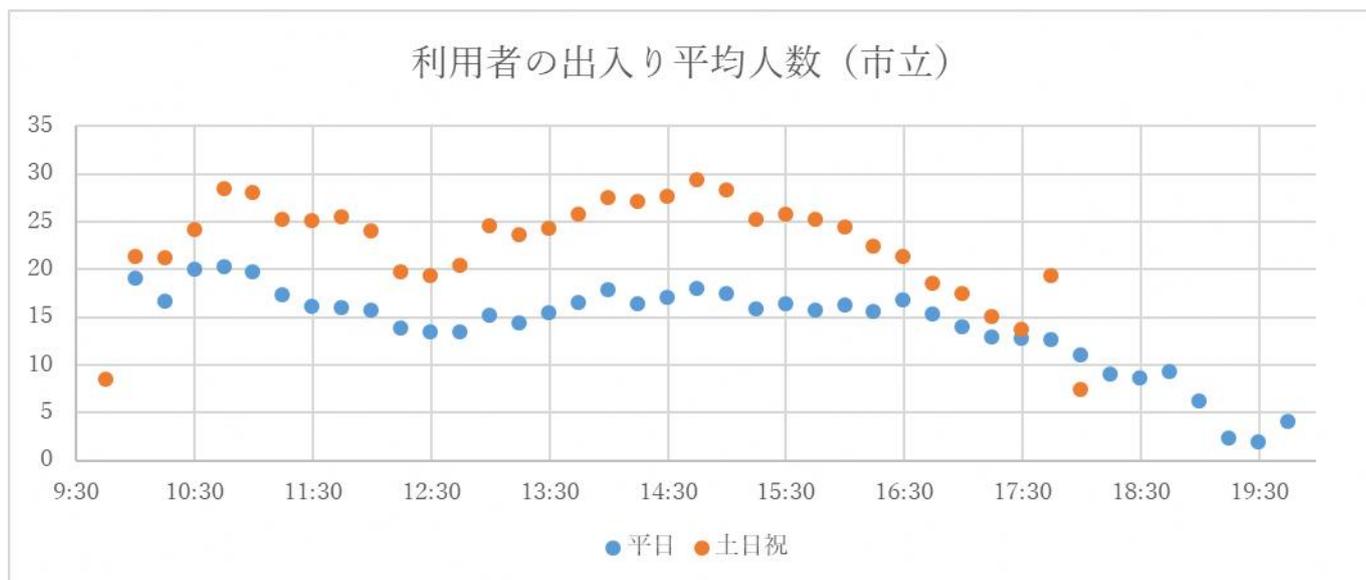
\*R3年度実績：市立(1件1名)・大信(1件1名)

## 9. 図書館統計

### 【開館日数と来館者数】

	(日)	
	開館日数	前年比
市立	287	1.18
表郷	272	1.09
大信	284	1.09
東	274	1.10

	(人)	
	来館者数	前年比
市立	191,268	1.40
表郷	8,321	1.13
大信	4,814	1.29
東	6,694	1.85



引き続きコロナ禍にあるものの来館者数は増加している。

市立図書館では、コロナ対策として密を避けるため利用者の少ない時間帯（13時台、夕方）をSNSや館内放送にて案内をした。その結果、13時台の利用が増加した。案内の時間は定期的に更新していく必要がある。

### 【貸出冊数】

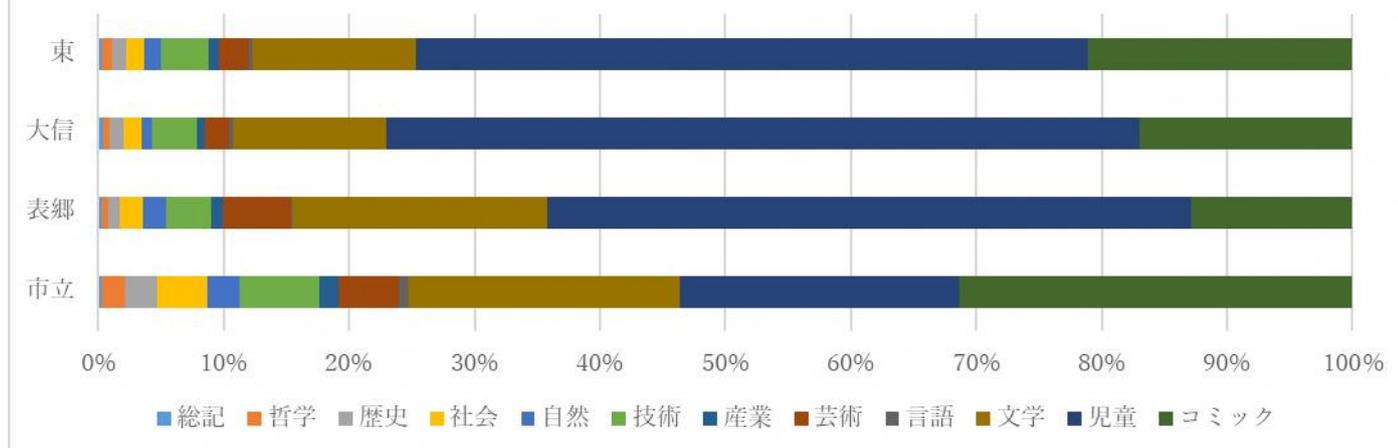
資料形態別	市立		表郷		大信		東		合計	
	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比	貸出数	前年比
一般書	364,781	1.14	8,979	1.04	5,929	1.01	8,720	1.53	388,409	1.14
児童書	103,686	1.32	9,467	1.23	8,935	1.24	10,067	1.63	132,155	1.33
雑誌	19,234	1.14	595	1.13	367	0.95	1,158	1.67	21,354	1.15
視聴覚	34,220	1.20	202	5.61	18	1.06	506	3.49	34,946	1.21
UD	1,412	1.53	0	0	0	0	18	18.00	1,430	1.54
絵画	302	1.82	0	0	0	0	0	0	302	1.81
その他	9	1.29	0	0	0	0	0	0	9	1.29
合計	523,644	1.18	19,243	1.14	15,249	1.13	20,469	1.61	578,605	1.18

\*コミックは一般書に含まれている。

\*UDは大活字本(通常より文字の大きい本)やLブック(優しく読めるよう編集された本)など

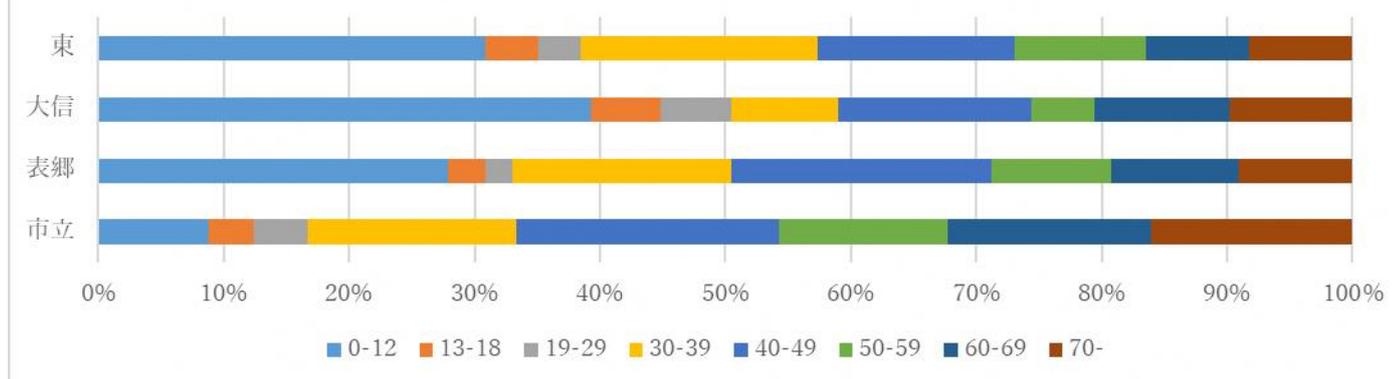
\*その他はDAISY作成のための機器など

### 分類別貸出割合



各館が所蔵している資料の分類別貸出割合である。各館一般書の割合が微増しており、コミックの割合が減少している。小学生以下の貸出割合増加に伴い、児童書の貸出割合も増加している。

### 年代別貸出割合



表郷、大信、東図書館では小学生以下（0～12歳）の利用割合が大きく増加し、70歳以上の割合が減少した。市立図書館では、小学生以下の割合が減少し、70歳以上の割合が微増した。

### 【利用者数】

人	児童				一般				団体		合計	
	市内	前年比	広域	前年比	市内	前年比	広域	前年比		前年比		前年比
市立	3,533	1.40	1,987	1.25	58,169	1.20	21,023	1.20	505	1.16	85,217	1.21
表郷	243	1.24	32	0.68	2,133	1.11	544	1.05	93	1.35	3,045	1.11
大信	901	1.37	53	1.77	1,322	1.02	435	1.27	190	1.13	2,901	1.17
東	1,034	5.98	83	1.34	1,630	1.44	876	1.59	72	1.03	3,695	1.86
合計	5,711	1.61	2,155	1.24	63,254	1.20	22,878	1.21	860	1.16	94,858	1.22

コロナにより落ち込んだ利用者も回復傾向にある。大信、東図書館の市内児童の利用者の増加は移動図書館が再開したことが大きい。

【登録者数】

	市立		表郷		大信		東		合計	
	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比
登録者数	32,414	1.04	1,434	1.06	3,716	1.01	5,724	1.01	43,288	1.03
有効登録者数	13,951	0.95	643	0.94	750	0.91	1,140	0.93	16,484	0.94
新規登録者数	1,202	1.22	68	1.10	33	0.75	77	1.26	1,380	1.26
実利用者数	13,553	0.94	636	0.95	741	0.91	1,125	1.15	16,055	0.95

登録者数 : 登録している人数

有効登録者数 : 過去3年に1度は貸出を行っている人数

新規登録者数 : 令和3年度に新たに登録した人数

実利用者数 : 登録者のうち、令和3年度中に1度は貸出を行っている人数

開館10周年記念りぶん祭りの影響もあり、新規登録者が増加した。しかし、実利用者数が若干減少しており、「図書館へ行ってみる」から「図書館を使う」に繋げることが課題になっている。

【予約件数】

	市立		表郷		大信		東		Web		合計	
	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比	件	前年比
予約(窓口)	14,607	1.28	1,291	1.43	521	0.86	1,911	4.46			18,330	1.38
予約(OPAC)	2,128	1.22	23	1.77	0	0	0	0	27,894	1.94	30,045	1.87
合計	16,735	1.28	1,314	1.43	521	0.86	1,911	4.46	27,894	1.94	48,375	1.64

予約資料の内訳(冊)

所蔵あり	45,427
所蔵なし	2,948
合計	48,375

所蔵なし内訳(冊)

リクエスト購入	1,990
相互貸借(県内)	743
相互貸借(県外)	215
合計	2,948

コロナ禍において図書館を効率的に利用するために予約サービスが大きく増加した。所蔵なしの資料の予約(リクエスト)はほぼ横ばいであり、利用者のニーズに応えた選書ができていると考えられる。

【相互貸借件数】

図書館	借受(他館→当館)		貸出(当館→他館)	
	冊	前年比	冊	前年比
県内	743	1.32	491	0.94
県外(北海道・東北ブロック内)	181	1.62	344	1.39
県外(北海道・東北ブロック外)	34	1.06	58	1.81
合計	958	1.29	893	1.14

\*相互貸借…利用者の求めに応じて、所蔵のない図書を県内外の図書館から借受けるサービス。  
他自治体の図書館へ蔵書を貸出する場合もある。

【移動図書館における貸出数】

大信図書館、東図書館がそれぞれ移動図書館車を所有し、地域の小学校等へ訪問している。

	冊	前年比	備考
大信図書館	2,401	0.84	小学校・幼稚園 5 か所
東図書館	611	—	小学校 3 か所

新型コロナウイルス感染症対策のため中止していた、東図書館は令和3年度より再開をした。また、短時間、貸出冊数の制限をしたため貸出冊数は伸びなかった。

\*新型コロナウイルス感染症状況と移動図書館車の形状を鑑み、各館対策をした。

【受入数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	8,867	3,223	489	1,369	520	2,812	0	0	17,280
表郷	909	729	22	323		368		0	2,351
大信	881	766	75	253		283		0	2,258
東	749	936	13	230		242		0	2,170
合計	11,406	5,654	599	2,175	520	3,705	0	0	24,059

\*CD/DVD、絵画は市立のみ所蔵している

\*UD は一般書に含まれる

\*その他：DAISY 作成機器など

【購入数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	8,451	3,144	96	1,227	518	2,749	0	0	16,185
表郷	876	712	16	245		292		0	2,141
大信	850	734	8	252		269		0	2,113
東	740	922	9	230		231		0	2,132
合計	10,917	5,512	129	1,954	518	3,541	0	0	22,571

【廃棄数】

	除籍	弁償除籍	更新除籍	回収不能	移管	合計
市立	1,144	150	3,724	0	136	5,154
表郷	241	4	393	0	12	650
大信	15	5	543	0	2	565
東	815	2	275	0	84	1,176
合計	2,215	161	4,935	0	234	7,545

\*除籍：汚破損等により除籍すること

\*弁償除籍：利用者により汚破損や紛失した資料を除籍すること

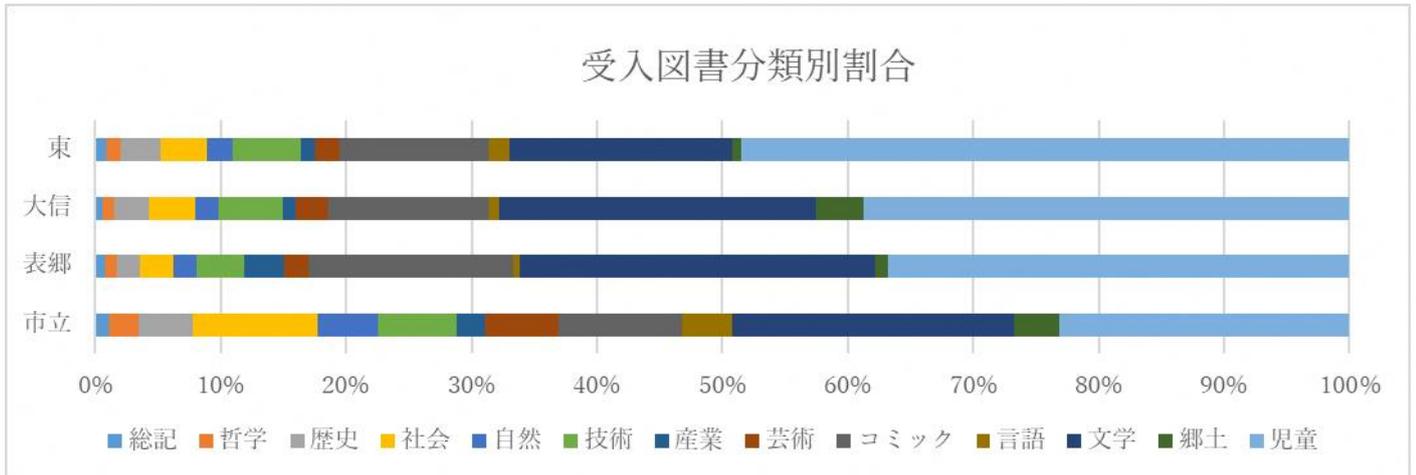
\*更新除籍：内容の陳腐化により資料を除籍すること

\*回収不能：督促をしたにもかかわらず利用者が返却せず、3年経過した資料を除籍すること

\*移管：所蔵館を移すこと

【蔵書数】

	一般書	児童書	郷土資料	コミック	CD/DVD	雑誌	絵画	その他	合計
市立	199,234	63,419	12,082	29,886	10,515	13,106	163	95	328,500
表郷	19,472	15,194	465	856		855		0	36,842
大信	26,960	14,587	1,278	1,249		661		0	44,735
東	19,039	23,902	559	1,544		554		0	45,598
合計	264,705	117,102	14,384	33,535	10,515	15,176	163	95	455,675



	開架	閉架	合計
市立	216,482	112,018	328,500
表郷	28,425	8,417	36,842
大信	34,299	12,627	44,735
東	23,223	22,869	45,598
合計	302,429	155,931	458,360

【令和3年度を振り返る】

	令和3年度	前年度
登録率(%) =市内登録者数/人口×100	$26,015/59,067 \times 100 = 44.04$	$25,130/59,840 \times 100 = 41.99$
貸出密度(冊) (人口1人当たりの貸出冊数) =個人貸出冊数/人口	$564,001/59,067 = 9.55$	$476,242/59,840 = 7.96$
実質貸出密度(冊) (登録者1人当たりの貸出冊数) =個人貸出冊数/個人登録者数	$564,001/42,834 = 13.17$	$476,242/41,443 = 11.5$
蔵書回転率(回) (蔵書1冊当たりの年間貸出回数) =貸出冊数/蔵書数	$578,605/455,675 = 1.27$	$488,384/438,524 = 1.1$
蔵書新鮮度 (開架に占める年間受入冊数の割合) =年間受入資料数/開架総数	$24,059/302,429 = 0.08$	$25,331/291,109 = 0.09$
人口1人当たりの蔵書冊数(冊) =蔵書冊数/人口	$458,360/59,067 = 7.76$	$438,524/59,840 = 7.33$
人口1人当たりの資料費(円) =資料費(図書費、雑誌、新聞)/人口	$37,741,276/59,067 = 638.96$	$38,233,586/59,840 = 638.93$
人口1,000人当たりの受入冊数(冊) =受入冊数/人口×1,000	$24,059/59,067 \times 1,000 = 407.32$	$25,331/59,840 \times 1,000 = 423.31$
人口1人当たりの貸出資料金額(円) =貸出資料の受入金額の総計/人口	$944,053,681/59,067 = 15,982.76$	$775,538,030/59,840 = 12,960.19$

\*令和3年度の人口(59,067人)、前年度の人口(59,840人)。住民基本台帳人口4月1日を基本としている。

## (3) 購読雑誌一覧 (令和4年3月末日現在)

☆…寄贈

## ① 市立図書館 212誌 (うち寄贈6誌)

1	アエラ		
2	明日の友		
3	アニメージュ		
4	an・an (アンアン)		
5	&premium (アンドプレミアム)		
6	一枚の繪		
7	イラストレーション		
8	イングリッシュジャーナル		
9	うかたま		
10	美しいキモノ		
11	栄養と料理		
12	エクステリア&ガーデン		
13	週刊エコノミスト		
14	SFマガジン		
15	エッセ		
16	NHK ガッテン		
17	NHK きょうの健康		
18	NHK きょうの料理		
19	NHK きょうの料理ビギナーズ		
20	NHK すてきにハンドメイド		
21	エル・グルメ		
22	LDK (エルディーケー)		
23	オール読物		
24	おとなの週末		
25	オレンジページ		
26	音楽の友		
27	カーサ ブルータス		
28	会社四季報		
29	かぞくのじかん		
30	学校図書館		
31	家庭画報		
32	家電批評		
33	観光文化		☆
34	関東・東北じゃらん		
35	キネマ旬報		
36	月刊教職研修		
37	キルトジャパン		
38	クウネル		
39	グッズプレス		
40	暮しの手帖		
41	クラッシィ		
42	クリエイターチャンネル		
43	クレアトラベラー		
44	群像		
45	ケアマネジャー		
46	芸術新潮		
47	蛭雪時代		
48	毛糸だま		
49	月刊クーヨン		
50	月刊自家用車		
51	月刊タクティクス		
52	月刊ナーシング		
53	月刊NEWSがわかる		
54	月刊福祉		
55	月刊武道		☆
56	現代思想		
57	現代詩手帖		
58	現代農業		
59	現代の図書館		☆
60	航空ファン		
61	公募ガイド		
62	コットンタイム		
63	子どもと読書		
64	こどもの図書館		
65	子どもの本棚		
66	この本読んで!		
67	ゴルフダイジェスト		
68	コロコロコミック		
69	月刊碁ワールド		
70	財界ふくしま		
71	月刊サッカーマガジン		
72	THE21		
73	サファリ		
74	サライ		
75	サンキュ!		
76	サンデー毎日		
77	JTB時刻表		
78	ジャズジャパン		
79	終活読本 ソナエ		
80	週刊朝日		
81	週刊少年ジャンプ		
82	週刊新潮		
83	週刊ダイヤモンド		
84	週刊東洋経済		
85	週刊ファミ通		
86	週刊文春		

87	月刊ジュニアエラ	
88	趣味の園芸やさいの時間	
89	趣味の山野草	
90	将棋世界	
91	小説新潮	
92	女性自身	
93	新潮	
94	SCREEN (スクリーン)	
95	ステレオ	
96	すばる	
97	スポーツグラフィックナンバー	
98	住まいの設計	
99	墨	
100	住む。	
101	相撲	
102	政経東北	
103	清流	
104	正論	
105	世界	
106	ゼクシイ 福島版	
107	川柳マガジン	
108	装苑	
109	壮快	
110	総合教育技術	
111	ソトコト	
112	蕎麦春秋	
113	ソフトテニスマガジン	
114	ターザン	
115	T I M E	
116	多聴多読マガジン	
117	卓球王国	
118	ダ・ヴィンチ	
119	たまごクラブ	
120	短歌	
121	ダンスビューウ	
122	ダンチュウ	
123	ちいさいなかま	
124	チャイルドヘルス	
125	ちゃお	
126	ちゃぐりん	
127	中央公論	
128	つり人	
129	ディスカバー・ジャパン	
130	DVD&動画配信でーた	
131	デジタルカメラマガジン	
132	鉄おも	
133	鉄道ジャーナル	
134	テニスマガジン	
135	天然生活	
136	月刊天文ガイド	
137	読楽	☆
138	図書館雑誌	☆
139	トランジスタ技術	
140	なごみ	
141	ナショナル ジオグラフィック日本版	
142	ニコラ	
143	日経 WOMAN	
144	日経サイエンス	
145	日経PC21	
146	日経ビジネス	
147	日経マネー	
148	日経ものづくり	
149	日経 Linux	
150	日本児童文学	
151	ニュースウィーク 日本版	
152	ニュートン	
153	猫びより	
154	ノンノ	
155	俳句	
156	培倶人 (Bike JIN)	
157	バイシクルクラブ	
158	バスケットボール	
159	PASH	
160	バドミントン・マガジン	
161	母の友	
162	ハルメク	
163	バレーボール	
164	バンドジャーナル	
165	ビーパル	
166	ビギン	
167	美術手帖	
168	美的	
169	V i V i (ヴィヴィ)	
170	ひよこクラブ	
171	ひらがなタイムズ	
172	ファインボーイズ	
173	婦人公論	
174	婦人之友	
175	ふらんす	
176	プリプリ	
177	ブルータス	
178	プレジデント	

179	プレモ	
180	フローリスト	
181	文学界	
182	文藝	
183	文藝春秋	
184	ベースボールマガジン	
185	別冊マーガレット	
186	ベビモ	
187	ポパイ	
188	ホビージャパン	
189	本の雑誌	
190	マート	
191	毎日が発見	
192	マックファン	
193	ミステリマガジン	
194	みんなのうた	
195	みんなの図書館	

196	ムー	
197	メンズノンノ	
198	モエ	
199	CJ mon mo	
200	野菜だより	
201	やさい畑	
202	山と溪谷	
203	ラジオ深夜便	
204	ランナース	
205	月刊陸上競技	
206	旅行読売	
207	歴史街道	
208	歴史研究	☆
209	ロッキンオンジャパン	
210	ワッグル	
211	wan (ワン)	

②表郷図書館 32誌 (うち寄贈7誌)

1	アニメディア	
2	eclat (エクラ)	
3	NHK きょうの健康	
4	NHK きょうの料理	
5	NHK 趣味の園芸	
6	オートキャンパー	☆
7	男の隠れ家	
8	からだにいいこと	
9	CAPA (キャパ)	☆
10	GLOW (グロウ)	
11	クロワッサン	
12	月刊ガルヴィ	☆
13	月刊NEWSがわかる	☆
14	月刊LaLa	
15	現代農業	
16	コットンタイム	

17	ゴルフトゥデイ	☆
18	サライ	
19	週刊少年マガジン	
20	小説すばる	
21	たのしい幼稚園	
22	鉄道ファン	
23	テレビマガジン	
24	読楽	☆
25	日経エンタテインメント	
26	ビーパル	☆
27	美ST	
28	mina (ミーナ)	
29	Myojo	
30	Men's FUDGE	
31	Ray (レイ)	
32	レタスクラブ	

③大信図書館 22誌 (うち寄贈1誌)

1	一個人	
2	いぬのきもち	
3	NHK ガッテン	
4	NHK すてきにハンドメイド	
5	園芸ガイド	
6	おともだち	
7	オレンジページ	
8	月刊NEWSがわかる	
9	コドモエ	
10	週刊少年サンデー	
11	小説幻冬	

12	DIME (ダイム)	
13	ちゃぐりん	
14	ドゥーパ!	
15	読楽	☆
16	ねこのきもち	
17	花とゆめ	
18	MONOQLO	
19	CJ mon mo	
20	山と溪谷	
21	リンネル	
22	歴史人	

④東図書館 25誌 (うち寄贈1誌)

1	エッセ	
2	園芸ガイド	
3	おかあさんといっしょ	
4	かぞくのじかん	
5	暮らしの手帖	
6	CREA	
7	こどもの本	
8	コロコロイチバン	
9	サンキュ!	
10	3分クッキング	
11	月刊ジュニアエラ	
12	小説 tripper	
13	STORY	

14	旅の手帖	
15	読楽	☆
16	日経TRENDY	
17	はつらつ元気	
18	Hanako	
19	フィールドライフ	
20	Pen	
21	POTATO (ポテト)	
22	モア	
23	モエ	
24	ゆうゆう	
25	りぼん	
26	レタスクラブ	

(4) 購読新聞一覧(令和4年3月末日現在)

① 市立図書館 購読 26 紙

1	朝日ウイークリー
2	朝日小学生新聞
3	朝日新聞
4	朝日新聞東京夕刊
5	河北新報
6	産経新聞
7	下野新聞
8	The Japan Times
9	スポーツ報知
10	織研新聞
11	全国農業新聞
12	日刊工業新聞
13	日刊スポーツ

14	日経MJ
15	日経産業新聞
16	日本経済新聞
17	日本経済新聞東京夕刊
18	日本農業新聞
19	福島民報
20	福島民友
21	毎日小学生新聞
22	毎日新聞
23	毎日新聞東京夕刊
24	読売新聞
25	読売新聞東京夕刊
26	読売中高生新聞

\*寄贈 2 紙

\*保存期間は1年間。ただし、「福島民報」と「福島民友」は永年保存。

② 表郷図書館 購読 4 紙

1	毎日新聞
2	読売新聞
3	産経新聞
4	福島民友

③ 大信図書館 購読 4 紙

1	毎日新聞
2	朝日新聞
3	福島民報
4	福島民友

④ 東図書館 購読 4 紙

1	読売新聞
2	福島民報
3	福島民友
4	日刊スポーツ

## 10. 決算・予算

(1) 令和3年度図書館一般管理費：決算額 137,822 千円

【内訳】

科 目	決算額 (千円)	内 容
報酬	65	図書館協議会委員報酬
	24,884	会計年度任用職員賃金
職員手当等	4,846	会計年度任用職員期末手当
共済費	4,685	会計年度任用職員社会保険料
報償費	472	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	1,354	視察研修旅費、会計年度任用職員交通費、講師旅費等
需用費	18,414	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,479	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	21,886	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	24,386	自動車賃借料、事務機賃借使用料等
工事請負費	0	
備品購入費	33,300	図書・視聴覚資料
負担金補助及び交付金	51	福島県公共図書館協会費負担金等
公課費	0	
総 計	137,822	

(2) 令和4年度図書館一般管理費：予算額 151,431 千円

【内訳】

科 目	当初予算額 (千円)	内 容
報酬	156	図書館協議会委員報酬
	24,451	会計年度任用職員報酬
職員手当等	4,662	会計年度任用職員期末手当
共済費	4,744	会計年度任用職員社会保険料
報償費	542	読書感想画展、音訳者報償、講師謝礼等
旅費	1,511	視察研修旅費、会計年度任用職員交通費、講師旅費等
需用費	20,825	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,475	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	22,638	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	24,405	図書館情報システム、公用自動車、コピー機等
工事請負費	0	
備品購入費	43,960	図書等購入費、移動図書館車両・図書貸出システム等購入費
負担金補助及び交付金	62	福島県公共図書館協議会負担金等
公課費	0	
総 計	151,431	

## 11 図書館この1年

### 1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は令和3年度も収束の兆しはみえず、図書館は2年度に引き続き感染症予防対策を取りながら開館しています。5月には県独自の非常事態宣言を受け、市独自の感染予防対策も講じられた。これにより、5月31日まで市の公共施設の20時閉館を徹底、21時まで開放しているエントランス部分も20時閉館に変更となりました。

5月10日には市のワクチン集団接種が中田の国体記念体育館を会場にはじまり、当館の司書2名も接種会場へ受付補助として配属されています(月2回程度)。職員については交代でテレワークを行っていました。

4年3月31日現在、県独自の県感染拡大防止重点対策(～4/17)が採られており、予断を許さない状況にあります。感染状況を見極めつつ対応をして開館時間は平日10時から20時、土・日・祝日は10時から18時となっており、4年度当初には土・日・祝日の開館時間を従来9時30分から18時に戻すよう調整を図っていきます。

### 2 開館10周年記念事業

〇〇ページの報告のとおりですが、年間を通して各種事業が開催できました。特に7月24日、25日の「りぶらん祭り」は事業の参加者、来館者には感染予防対策を呼びかけ、協力を仰ぎました。また、SNSでも情報を発信しています。児童対象に実施を予定していた理科読やボードゲーム大会は対面での実施と感染拡大が危惧される時期だったため、残念ながら延期となりました。

### 3 SNSの活用

YouTube「もぐら白河に住みます」チャンネルに取り上げられました。図書館の魅力や利用法を分かりやすく、楽しく紹介した内容となっています。図書館で台本を作成し、お笑い芸人の「もぐら」(若手のお笑い芸人で7か月間白河市に移住、白河の魅力を発信してくれました)の二人を新旧館長が案内する内容となっています。

#53【白河市立図書館】音楽、絵画、ゲームまで貸し出す!

<https://www.youtube.com/watch?v=bLao49koumQ>

### 4. 図書館見学

市内小学校での「図書館見学」に対応しています。総合学習や郷土を知る授業で来館し図書館や資料の使い方を学校司書や図書館司書が説明します。図書館を日常から利用している児童が多く、マナーや図書場所等も理解しています。

市内の幼稚園や保育園の園児も先生の引率で来館し、図書を借りるほか、先生が読み聞かせを行なうこともあります。近隣の特別支援学校の児童・生徒も図書館見学に訪れ、実際に本を借りるなど授業の一環として図書館が利用されました。新型コロナウイルス感染症の影響はあまりありませんでした。

### 5. 南湖フェスティバルへの参加

11/14に行われた「南湖フェスティバル」に市観光課の要請により、東図書館の移動図書館車「うぐいす号」が参加、市立図書館職員4名が対応しました。天気にも恵まれ、多くの方が参加されていました。

【写真】

### 6. 館内外LED化工事

図書館を開館しながら、館内外の照明に関してLED化の工事を実施しました。

## 7. 福島県沖を震源とする地震の発生

福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が令和4年3月16日23:36に発生。白河の震度5弱、東・表郷は震度5強。この地震により、市立図書館では2階書庫内の蔵書が落下（300冊程度）しました。閲覧スペースでは各書棚の間で数冊が落下しています。施設や設備にも被害はありませんでした。蔵書点検期間中（3/8-17）だったため、17日に復旧を行い18日には通常の開館をしました。

表郷図書館は4千冊の図書が落下し復旧のため17日は臨時休館しました。大信・東の各図書館は図書の数冊の落下のため、翌日は通常どおり開館しています。

## 8. 職員の研修

○図書館地区別（北日本）研修（11月18日～20日）於：青森県立図書館（オンライン開催）

文部科学省と青森県立図書館が主催する図書館地区別研修に職員を1名派遣しました。新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインでの開催となりました。現代の図書館が抱える課題や、サービス向上のためのヒントを一線で活躍する講師が説明をしました。参加した職員からは「 」との感想がありました。

○北日本図書館大会（北日本図書館連盟・県教委・県図協会主催・3年6月17日～30日）

於：福島県立図書館（オンライン開催）

北日本地区の道県が情勢を報告し、地域性を活かした図書館サービスとネットワークについて報告がありました。当館からは田中伸哉専門司書がコーディネーター兼アドバイザーとして参加しました。

○館内職員研修

館内整理日の毎月第1水曜日に、職員のスキルアップを目的にした職員研修を開催しています。職員が講師を務めることにより、各職員の専門分野や担当分野について、他の職員が理解できるほか、講師となった職員は、資料作成や発表の方法を工夫することを通して、ものごとの伝え方を身につけていきます。これにより、図書館サービスの向上につながると期待されます。

## 9. 規則の改正

白河市立図書館規則（平成23年教育委員会規則第5号）に定められている休館日が実際の図書館運営に合致せず、混乱しないよう改正するものです。

また、現在、館内整理日が東図書館を除く3館は第一水曜日となっており、東図書館のみ月末となっていることから、館内整理日を4館統一することで、システムのメンテナンスや職員の研修などを効率よく行うため、図書館サービスの質を向上できるよう改正するものです。この規則は令和4年4月1日から施行されました。

## 新型コロナウイルス感染症の流行に対する図書館の動向

年月日	図書館の対応	県・市の動向	備考
R3. 4. 9		「新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ」	
4. 25		国・緊急事態宣言（3回目） ～5/11 発出	
4. 29	GW 期間中の開館状況 4/29-5/5 通常開館（10：00-18：00 5/6-7 休館		
5. 10		市ワクチン集団接種開始 （国体記念体育館）	
5. 15	県の非常事態宣言を受け、市独自に、感染防止のため15日から31日まで公共施設の20時閉館を徹底、21時まで開放しているエントランスは20時閉館に変更	県：独自の非常事態宣言を 発出（～31日）、緊急特別 対策（不要不急の外出自粛・ 飲食店の営業自粛など）	
6. 1	エントランス・会議室の開放時間を21時に戻す。 （県の非常事態宣言の延長なし：解除）		
7. 2		新型コロナウイルス感染症 に関する市長メッセージ	
7. 23		東京五輪（～8/8）	
7. 24 7. 25	りぶらん祭り		
8. 8	県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を受け、公共施設の開館時間を短縮。図書館はエントランスと会議室の利用を21：00から20：00に短縮（31日まで）	福島県 まん延防止等重点 措置の適用（いわき市）そ の他の地域は「県新型コ ロナウイルス感染症非常事態 宣言」発令（8/31まで）	
8. 15		新型コロナウイルス感染症 に関する市長メッセージ	
9. 01		新型コロナウイルス感染症 に関する市長メッセージ	
9. 11		新型コロナウイルス感染症 に関する市長メッセージ	
9. 13		福島県のまん延防止措置を 9月12日までを9月30日 まで再延長	
9. 21	県非常事態宣言（県独自対策の解除）エントランス ＋会議室の閉館を午後9時までに戻す。		
10. 07	平日の閉館時間を20：00に戻す		
11. 04	2階GM室の開放（長椅子2脚設置）ティーンズ コーナー机設置、雑誌付近にソファ設置（布カバーを 新たに）。子ども用カート増設		
12. 02	返却資料は当日中に配架（返却ポストは開放）・社 会人席の復活・児童窓口再開		
01. 06	貸出期間を5週間→3週間（絵画4週間）へ戻す。 視聴覚資料延長は不可に戻す。ブックポスト（駐車		

	場側) →閉館時のみの開放に戻す		
01. 27		県、県全域に「非常事態宣言」を発出し、その上で、「まん延防止等重点措置」の区域を県全域に拡大(1/30-2/20)	
01. 28		だるま市の中止	
01. 29	まん延防止等重点措置の発出を受け、 ・貸出期間を3週間から4週間・視聴覚資料の延長可能に(～2/20) ・予約の取り置きを2週間に ・館内放送をこまめに ・閉館、時短の措置はなし、従来の感染予防対策を講じながら開館 ・地域館への連絡(貸出期間、図書館の方針) ・おはなし会は中止(2月中)		
02. 03	まん延防止等重点措置発出中のため郷土講演会延期		
02. 20		まん延防止等重点措置の延長(～3/6)	
03. 06		福島県のまん延防止等重点措置解除	
03. 07		福島県独自の県感染拡大防止重点対策(～4/17)、オールふくしま感染対策総点検キャンペーン(～3/18)	
04. 09	土日の開館時間を9:30～18:00に戻す。(今まで10:00～18:00)		令和4年度

## 12. 条例・規則等

### ○白河市立図書館条例

平成22年12月20日条例第40号  
改正

平成26年3月26日条例第37号  
令和元年12月25日条例第38号

(設置)

**第1条** 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市立図書館	白河市道場小路96番地5
白河市立表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保2番地
白河市立大信図書館	白河市大信町屋字沢田25番地
白河市立東図書館	白河市東釜子字狐内47番地

(休館日及び利用時間)

**第3条** 図書館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

**第4条** 白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ白河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会議室を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が会議室の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的に反するとき。

3 教育委員会は、会議室の管理上適当でないと認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(使用料の納入義務)

**第5条** 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第6条** 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

**第7条** 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第8条** 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

**第9条** 利用者は、会議室の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

**第10条** 利用者は、会議室の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

**第11条** 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

**第12条** 故意又は過失により図書館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、第5条第2項ただし書及び第6条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(白河市立図書館条例の廃止)
- 2 白河市立図書館条例(平成17年白河市条例第166号)は、廃止する。  
(中山義秀記念文学館条例の一部改正)
- 3 中山義秀記念文学館条例(平成17年白河市条例第174号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

別表(第5条関係)

利用区分	利用者	入場料の徴収の有無	使用料(1室1時間当たり)
利用施設 小会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	570円
		入場料を徴収する場合	1,140円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,710円
		入場料を徴収する場合	2,280円
中会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	1,140円
		入場料を徴収する場合	2,280円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,280円
		入場料を徴収する場合	4,560円

### 備考

- 1 この表において「市内」とは、市民(個人及び団体)及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。
- 2 この表において「入場料を徴収する場合」とは、利用者が利用施設に入場する者から入場料を徴収する場合(名称を問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。)をいい、「入場料を徴収しない場合」とはその他の場合をいう。
- 3 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

## ○白河市図書館協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 15 号  
改正 平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号

(設置)

**第 1 条** 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、白河市図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

**第 2 条** 協議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は年 2 回開くものとし、臨時会は必要に応じ開くものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 6 条** 協議会の庶務は、白河市立図書館において処理する。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考：図書館法(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

## ○白河市立図書館規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 図書館奉仕
  - 第1節 通則（第3条—第9条）
  - 第2節 館内利用（第10条—第13条）
  - 第3節 館外利用
    - 第1款 個人貸出し（第14条—第19条）
    - 第2款 郵送等による個人貸出し（第20条—第24条）
    - 第3款 団体貸出し（第25条—第31条）
    - 第4款 移動図書館（第32条）
- 第3章 図書館資料の寄贈（第33条）
- 第4章 地域交流会議室の利用（第34—第41条）
- 第5章 雑則（第42条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、白河市図書館条例（平成22年白河市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館奉仕 図書館が図書館資料及び図書館を利用する者に対し行うべき奉仕をいう。
- (2) 図書館資料 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他図書館奉仕の機能を達成するため必要な資料をいう。
- (3) 館内利用 図書館資料を図書館施設内で利用することをいう。
- (4) 館外利用 図書館資料を図書館施設外で利用することをいう。
- (5) 個人貸出し 個人の館外利用に供するため図書館資料を貸し出すことをいう。
- (6) 郵送等による個人貸出し 図書館に来館できない者に対し、郵送等の方法により図書館資料の個人貸出しを行うことをいう。
- (7) 団体貸出し 図書館資料を一定の団体の館外利用に供するため貸し出すことをいう。

#### 第2章 図書館奉仕

##### 第1節 通則

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集し、当該資料を利用しようとする者の用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類を適切にし、及びその台帳を整備すること。
- (3) 図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び図書室と連絡し、及び協力して図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 読書会、研究会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 移動図書館に関すること。
- (7) 視覚聴覚障害者のための図書館資料を整備し、貸し出すこと。
- (8) その他図書館奉仕のために必要な事業

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(その他の職)

第5条 前条に規定する職のほか、図書館に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された高度な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務をつかさどる。

(休館日及び休館期間)

第6条 図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
白河市立図書館	(1) 定期休館日 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日以後の休日でない直近の日) (2) 館内整理日 毎月第1水曜日(当該水曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の土曜日、日曜日、休日及び定期休館日(以下「休日等」という。)でない直近の日(1月においては4日以後の直近の水曜日)) (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4) 特別整理期間 白河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、館長が定める期間
白河市立表郷図書館	(1) 休日 (2) 定期休館日 火曜日(当該火曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない直近の日) (3) 館内整理日 毎月第1水曜日(当該水曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日等でない直近の日(1月においては4日以後の直近の水曜日)) (4) 1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (5) 特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立大信図書館	(1) 定期休館日 月曜日(当該月曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない直近の日) (2) 休日の翌日(当該休日が金曜日に当たる場合は、その前日(休日の翌日が日曜日又は休日に当たるとき及び金曜日の前日が休日に当たるときを除く。)) (3) 館内整理日 毎月第1水曜日(当該水曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の前号に定める日又は休日等でない直近の日(1月においては4日以後の直近の水曜日))

	(4) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (5) 特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立 東図書館	(1) 休日 (2) 定期休館日 火曜日（当該火曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない直近の日） (3) 館内整理日 毎月第1水曜日（当該水曜日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日等でない直近の日（1月においては4日以後の直近の水曜日）） (4) 1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (5) 特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館名	開館時間
白河市立図書館	(1)日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後6時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで
白河市立表郷図書館	午前10時から午後6時まで
白河市立大信図書館	
白河市立東図書館	

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者の義務等）

第8条 図書館資料及び図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館資料を丁寧に取り扱いとともに、書き込み等により汚損してはならない。又は書き込み等を行ってはならない。
- 3 利用者は、図書館内（以下「館内」という。）の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 館長は、図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

（損害賠償）

第9条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は損傷したときは、図書館資料紛失・損傷届（第1号様式）を提出し、館長の指示に従いこれと同一の図書館資料若しくは相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

- 2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

## 第2節 館内利用

（利用の方法）

第10条 図書館資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

（複写）

第11条 図書館資料の複写は、図書館が利用者の求めに応じて行うものとする。

（複写することのできる図書館資料の範囲）

第12条 図書館は、利用者の求めがあった場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内で図書館資料を複写し、利用者に提供することができる。た

だし、次の各号に掲げる図書館資料についてはこの限りでない。

- (1) 複写により損傷するおそれのある図書館資料
- (2) 寄託された図書館資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているもの
- (3) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料  
(複写物の利用上の責任)

第13条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

### 第3節 館外利用

#### 第1款 個人貸出し

(登録手続等)

第14条 個人貸出しを受けようとする者は、住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館利用登録申込書(第2号様式)を提出し、利用カード(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付を受けた者(以下「利用カード所持者」という。)は、利用カードが不要になったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

3 利用カード所持者は、利用カードを亡失したとき、又はその記入事項について変更があったときは、速やかにその旨を届け出て、利用カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

4 利用カード所持者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、利用カード所持者がその責めを負うものとする。

(利用手続)

第15条 個人貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示するものとする。

(貸出数量)

第16条 館長は、図書館資料の種別等の区分により個人貸出しの数量を制限することができる。

(利用期間)

第17条 図書館資料の個人貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して21日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第18条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書及び参考図書(辞典、事典、年鑑等)
- (2) 雑誌の最新号
- (3) 新聞、官報及び公報
- (4) その他館長が貸し出すことを不相当と認める図書館資料

(返却)

第19条 個人貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

#### 第2款 郵送等による個人貸出し

(郵送等による個人貸出しの対象者)

第20条 郵送等による個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、視覚障害程度等級が1級から6級までのもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由障害程度等級が1級から6級までのもの
- (3) 前2号に掲げる者と同等の障害を有する者であって、郵送等による個人貸出し以外の方法による図書館資料の利用が困難と認められるもの  
(郵送等による個人貸出しの登録手続)

第21条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、第14条に規定する登録手続の際、身体障害者手帳又はその写しを提示するものとする。

2 図書館に来館することが著しく困難であると認められる者が、第14条に規定する登録手続を行う場合は、郵送等により図書館利用登録申込書を提出することができる。

3 館長は、前項の規定により図書館利用登録申込書の提出があったときは、当該図書館利用登録申込書が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。  
(郵送等による個人貸出しの利用手続)

第22条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを添えて、郵送等により図書館資料の貸出しを申し込むことができる。  
(利用期間)

第23条 図書館資料の郵送等による個人貸出しの期間は、第17条の規定にかかわらず、貸出しを受けた日の翌日から起算して1箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第24条 郵送等による個人貸出しに係る送料(第21条第2項の規定により図書館利用登録申込書を提出する場合を除く。)については、図書館が負担する。

### 第3款 団体貸出し

(団体貸出しの対象団体)

第25条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する学校、官公署、会社社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、家庭文庫、読書会その他の団体(以下「団体」という。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録手続等)

第26条 団体貸出しを受けようとする団体に所属する者は、所属団体及び本人の住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館団体貸出申込書(第4号様式)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により利用カードの交付を受けた者について準用する。

(利用手続)

第27条 団体貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示しなければならない。

(貸出数量)

第28条 館長は、図書館資料の種別等の区分により団体への貸出数量を制限することができる。

(利用期間)

第29条 図書館資料の団体貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(返却)

第30条 団体貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

(利用の制限の準用)

第31条 第18条の規定は、団体貸出しについて準用する。

#### 第4款 移動図書館

(巡回奉仕)

第32条 図書館は、読書施設に恵まれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行うものとする。

### 第3章 図書館資料の寄贈

(寄贈の手続)

第33条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈届(第5号様式)を館長に提出するものとする。

#### 第4章 地域交流会議室の利用

(会議室を利用できない日)

第34条 条例第4条に規定する白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)は、第6条に規定する白河市立図書館の休館日及び休館期間にかかわらず、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを利用できない期間とする。

(利用許可の手続)

第35条 会議室を利用しようとするものは、地域交流会議室利用許可申請書(第6号様式)を会議室を利用しようとする日の7日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、会議室の利用を許可したときは、当該許可をしたもの(以下「利用者」という。)に対し地域交流会議室利用許可書(第7号様式)を交付するものとする。

(利用許可の変更手続)

第36条 利用者は、前条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、地域交流会議室利用許可変更(取消)申請書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更を許可したときは、当該利用者に対し地域交流会議室利用許可変更(取消)許可書(第9号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第37条 条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
- (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合 全額
- (3) 各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合 全額
- (4) 各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合 全額
- (5) 市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合 全額
- (6) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (7) 市内の社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額

- (8) 社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額
- (9) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額
- (11) その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合 100分の50に相当する額

2 使用料の減免を受けようとする利用者は、第35条第1項の規定により地域交流会議室利用許可申請書を提出する際に、当該申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

(使用料の返還)

第38条 条例第7条ただし書の規定により既に納めた使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は会議室の利用の許可を受けたものの責めに帰さない理由により会議室が利用できなくなったとき 全額
- (2) 会議室を利用しようとする日の3日前までに利用の取りやめを申し出た場合で相当の理由があると認めたとき 100分の50に相当する額

2 前項に定める使用料の返還を受けようとする利用者は、地域交流会議室使用料返還申請書(第10号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可の取消し)

第39条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は変更したときは、地域交流会議室利用許可取消(変更)通知書(第11号様式)により利用者に通知する。

(遵守事項)

第40条 利用者は、会議室の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館の施設、設備等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 利用後は、施設内の清掃及び整頓をすること。
- (3) 施設内の風俗及び秩序を乱さないこと。
- (4) 酒類を持ちこまないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第41号 会議室の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

## 第5章 雑則

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 白河市立図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第31号)
- (2) 白河市立東図書館規則(平成17年白河市教育委員会規則第32号)

(中山義秀記念文学館条例施行規則の一部改正)

- 3 中山義秀記念文学館条例施行規則(平成17年白河市教育委員会規則第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 4 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則並びに改正前の中山義秀記念文学館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす

## ○白河市立図書館資料収集方針

平成21年12月22日

### 前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

### 1 基本方針

- (1) 資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。
- (2) 主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。
- (4) 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底かつ網羅的に収集します。  
ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

### 2 資料別収集方針

- (1) 一般図書  
市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。
- (2) 児童図書  
情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。
- (3) 参考図書  
調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。
- (4) 郷土資料  
白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。  
特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。
- (5) 行政資料  
白河市をはじめ関係行政機関で公刊された資料を網羅的に収集します。
- (6) 新聞  
国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。  
地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。
- (7) 雑誌  
国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。  
地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。
- (8) 視聴覚資料  
趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌

の作品を中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

(9) 電子化資料

CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

(10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

(11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

3 ジャンル別収集方針

(1) 歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

(2) 社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

(3) 技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

(4) 産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

4 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れます。

5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。

令和4年度

# 図書館要覧

---

令和4年5月 発行・編集

白河市立図書館

白河市道場小路96番地5

電話 0248-23-3250

